

基本計画

第3部 基本計画

第1編 行政推進の基本姿勢

第1節 市民と地域との連携を強化する

■ 基本施策の展開方向

- ・市民主体のまちづくりを目指すため、情報公開など行政参加に必要な情報を提供するとともに、まちづくり団体等への適切な支援、市民参画を促進するための体制づくりなどに努めます。
- ・公平な施策・事業の推進や協働のまちづくりの普及に向けて、広報活動を積極的に行うとともに、市民ニーズに的確に対応した施策・事業の展開を図るため、広聴活動など市民参画の取り組みを推進します。

1. 市民協働

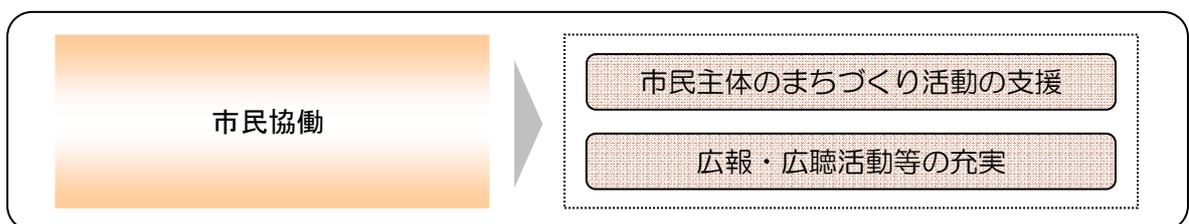
■ 市民協働に求められていること

人口減少・超高齢社会の到来、地球環境問題の深刻化、厳しい財政状況などにあって、市民が質の豊かさを実感できるまちを実現していくためには、単に市民から行政への要望・陳情だけでなく、市民自らが自治の担い手としてまちづくりに参画することが求められています。

こうしたなか、本市においては、市民が主体的にまちづくりに参画するとともに、行政はその組織づくりや身近なまちづくり活動などを積極的に支援する必要があります。

また、必要な情報の公開と共有化を図り、市民と行政による協働のまちづくりを推進する必要があります。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

○市民主体のまちづくり活動の支援

- ・施策の計画段階からの市民参画の機会づくりに努めます。
- ・地域の各種団体やNPO、ボランティア活動についての啓発に努めるとともに、市民の主体的なまちづくり活動に対して組織づくりなどの支援を行います。

○広報・広聴活動等の充実

- ・市民とまちづくり情報を共有化するため、広報「はしもと」の活用やホームページの充実とともに、その他多様な手法を活用した情報提供を推進します。
- ・市民の意見を的確に把握し、市政への反映に努めるため、市民アンケートやパブリックコメントの実施、「市長への手紙」等の活用を図ります。
- ・市議会の活動状況を広く市民に伝え、また、議会に対する理解と認識を深め、市民とともに市勢進展に寄与するため、「市議会だより」やホームページ等による広報の充実とともに、地域イントラネットを活用したテレビ中継の実施を検討します。
- ・公正・透明な行政運営を図るため、情報公開等を推進します。



第2節 計画的、総合的な行財政運営を推進する

■ 基本施策の展開方向

- ・行政サービスをより効率的、効果的に提供していくため、将来の安定的な行政経営を目指して、行財政改革を推進します。
- ・各施策・事業の適切な進行管理を図るため、行政評価システムの構築などの仕組みづくりに取り組みます。
- ・公共サービスの質の向上と事務・事業の効率化に向けて、情報・通信技術を積極的に導入し、効果的に活用します。
- ・市域を超える行政需要や共通課題への対応と公共サービスの効率的な提供に向けて、既存の広域行政や広域連携事業を充実します。

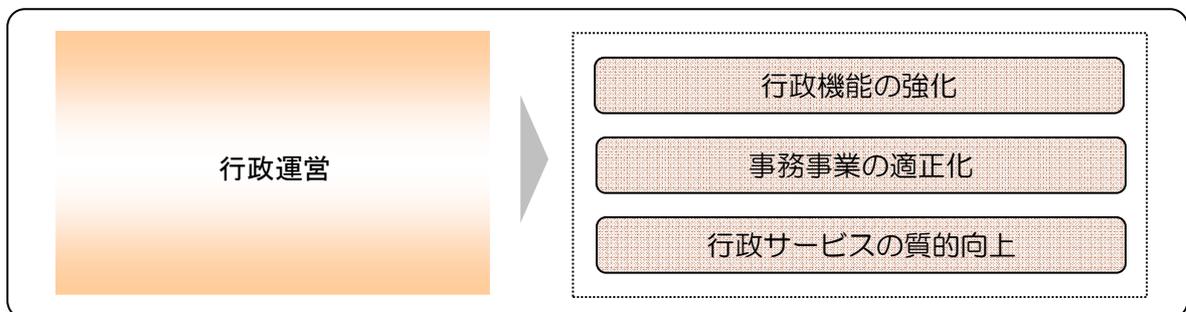
1. 行政運営

■ 行政運営に求められていること

質の高い行政サービスの提供や効率的な経営の視点に立った行政体制を確保し、計画的、総合的な行政を実現するためには、行財政改革の積極的な推進が求められています。

こうしたなか、本市においては、橋本市行政改革大綱に基づき行財政改革を進め、行政評価システムによる適正な事業の推進をはじめ、横断的な行政機能の強化、新たな課題への対応能力の向上等により質の高い行政サービスを提供する必要があります。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

○行政機能の強化

- ・総合的・計画的な政策立案機能、総合調整機能を強化し、部門間の連携による横断的な事業展開を図ります。
- ・複雑・多様化している行政需要に的確に対応していくため、社会経済情勢の変化や市民ニーズに応じた組織機構づくりを進めるとともに、職員の政策形成能力と資質向上等に努めます。

○事務事業の適正化

- ・定期的に事務事業の見直しや評価を行い、その結果を市民に公表します。
- ・各種公共施設の整備・運営や維持管理について、民間活力の活用を推進するため、PFI事業や指定管理者制度の導入を図ります。

○行政サービスの質的向上

- ・市民が利用しやすい行政サービスに努めるため、手続きや届出の簡素化、迅速化とともに、市民ニーズに応じた公共施設の利用時間や休館日等について検討を行います。

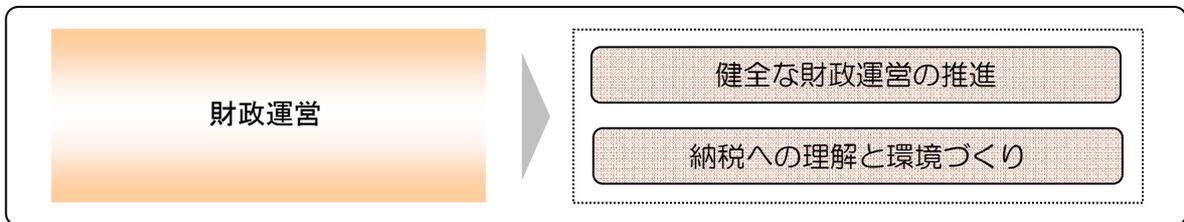
2. 財政運営

■ 財政運営に求められていること

低経済成長の厳しい財政事情のなかで、財務体質の改善など、財政の健全化による効率的で持続可能な財政運営が求められています。

こうしたなか、本市においては、適正かつ柔軟な財政計画に基づき、健全な財政運営を進めていくとともに、企業誘致などによる新たな財源の確保や経費の節減などに取り組む必要があります。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

○健全な財政運営の推進

- ・短・中期的な財政見通しを公表し、市民の理解のもとに健全な財政運営を行います。
- ・計画的な予算の編成とその評価により、適正な財政運営を目指します。
- ・適正かつ徹底したコスト意識のもと、各種補助金の整理合理化をはじめ、歳出全般にわたり一層の見直しを図り、歳出の抑制に努めます。
- ・行政サービスの対価として徴収する使用料・手数料等の受益者負担について、市民負担の公平性を保つため、その適正化に努めます。
- ・企業誘致の推進による税収の向上や国・県等の補助制度の効果的な活用などにより、歳入の確保に努めます。
- ・市民との協働や役割分担の合意形成が図られた事業について、優先的・重点的に取り組みます。

○納税への理解と環境づくり

- ・税の用途を積極的に情報開示するなど、納付の推進を図れる環境づくりを進めます。
- ・租税の公平負担の原則のもと、県や関係機関との連携により、市税の収納率の向上に努めます。

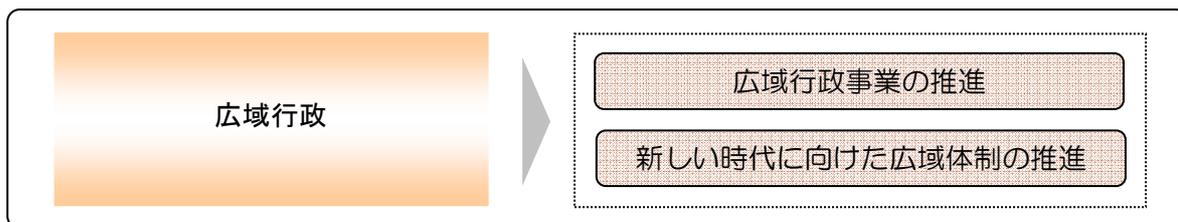
3. 広域行政

■ 広域行政に求められていること

廃棄物など環境対策や防災対策のような地域を越えた問題に対応するためには、広域的な視点でのまちづくりが求められています。

こうしたなか、本市においては、現在の市域を越えて、地方分権社会にふさわしい効率的な広域行政の連携や協働の取り組みを積極的に展開する必要があります。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

○ 広域行政事業の推進

- ・ 質の高い行政サービスの維持・向上に努めるため、近隣市町と連携して各種事務事業の共同処理に積極的に取り組みます。
- ・ 近隣市町との情報交換や連携の強化を図るため、職員交流や合同研修を行います。

○ 新しい時代に向けた広域体制の推進

- ・ 一部事務組合等の整理・統合を図るとともに、地方分権にふさわしい広域的な連携による行政運営を推進します。



市の木 さくら

第2編 まちづくりの基本施策

第1章 市民の力が生きるまちづくり

■ 目指すまちの姿

市民の力が生きるまちの実現を目指し、日常的な助け合いや地域での交流などを通じて、さまざまな場面での「コミュニティ力」を高めることによって、互いに信頼し、安心できる地域社会を形成していきます。

このため、区・自治会並びに社会的な公益活動を行う地域の各種団体やNPO、ボランティア等が自主的に取り組む地域活動との連携を図ることにより、その活動の効果を高めるとともに、多彩な交流が活発に行われるまちづくりを推進していきます。

第1節 地域コミュニティを再生する

■ 基本施策の展開方向

- ・ 地域での相互扶助機能の強化や安全で快適な地域づくりを図るため、区・自治会組織の機能強化とともに、公民館を核とした地域コミュニティの充実に努めます。
- ・ 地域の安全で安心なまちづくりを推進するため、イベントの開催や地域見守り活動など地域の交流活動を支援します。

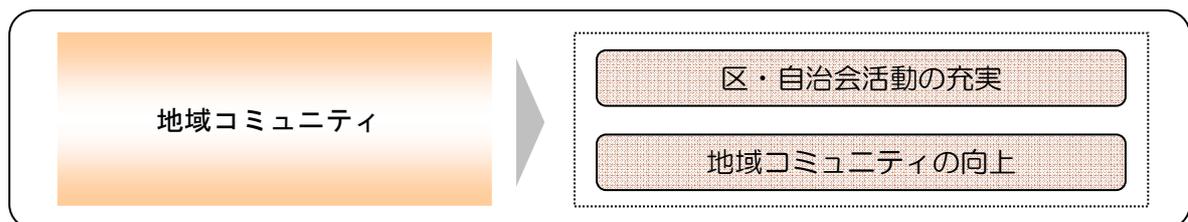
1. 地域コミュニティ

■ 地域コミュニティに求められていること

地域コミュニティは、その核である区・自治会を中心に、地域の福祉、青少年の健全育成、防災・防犯などさまざまな役割を果たしていますが、社会環境の変化、個人の価値観の多様化、核家族化の進展などを背景に、交流機会の減少や連帯感の希薄化が進んでいます。

こうしたなか、本市では、区・自治会が地域コミュニティの形成に大きな役割をもつことから、区・自治会活動の担い手の確保、交流機会の拡充などを通じて活性化を図る必要があります。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

○区・自治会活動の充実

- ・地域コミュニティの活性化を図るため、市民の区・自治会への加入を促進します。
- ・地域の区・自治会活動を市全体のコミュニティ活動の向上につなげるため、役員交流の支援などにより区・自治会間の連携強化を促進します。

○地域コミュニティの向上

- ・公民館を地域コミュニティの核として、リーダーの育成や地域コミュニティに係る情報提供などの充実に努めるとともに、区・自治会や地域の各種団体等の積極的な活動を通じて地域コミュニティの向上を促進します。
- ・一人暮らしの高齢者の見守り活動やイベントの開催など、地域の主体的な交流活動に対する相談・支援体制の充実に努めます。



第2節 市民活動を普及する

■ 基本施策の展開方向

- ・市民生活のさまざまな課題に対してきめ細かに対応するため、公益活動を行う市民活動団体を支援するとともに、担い手の育成や活動団体の発足を支援します。
- ・市民がもつ豊富な知識や経験、技能を、地域のコミュニティ活動や安全・安心の取り組みなどに活かす機会を拡充します。特に、これから定年を迎える団塊の世代が多い本市においては、高齢者の力を活かしたまちづくりを推進します。
- ・市民活動の普及・充実に向けて、活動内容の情報発信や活動団体同士の連携強化など、ネットワークの構築を支援します。

1. 市民活動

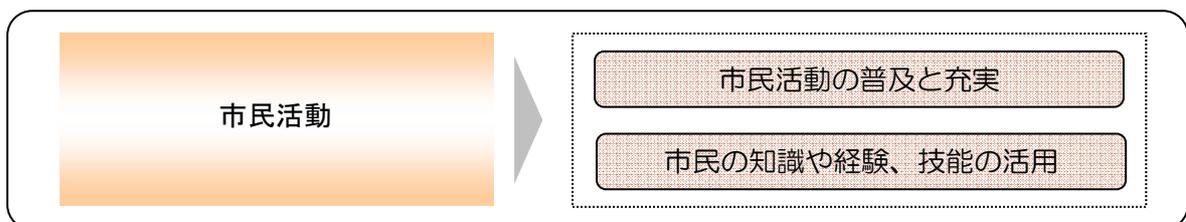
■ 市民活動に求められていること

阪神・淡路大震災等の大災害時では、初動期の災害活動における行政の対応の限界が認識され、地域の防災活動の重要性が指摘されました。また、一人暮らしの高齢者や犯罪に巻き込まれやすい子どもに対する地域の見守り活動は、予防面等での効果をあげています。

また、NPO、ボランティア活動など市民の社会参加意欲の高まりを背景に、地域づくりの推進力として各種市民活動の必要性が高まっています。

こうしたなか、本市においては、さまざまな分野で市民の知識や経験、技能を活かした市民活動を促進する必要があります。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

○市民活動の普及と充実

- ・地域の各種団体やNPO、ボランティア等による地域主体のまちづくり活動を推進するため、リーダーの発掘・育成等に努めるとともに、活動団体間の相互連携や活動への支援・相談体制の充実に努めます。

○市民の知識や経験、技能の活用

- ・団塊の世代を含めて、市民の知識や経験、技能を市民活動に活かしていくため、和歌山県シニアマイスター制度を活用するとともに、本市においても市民マイスター制度の創設を検討します。

第3節 多彩な交流・連携を推進する

■ 基本施策の展開方向

- ・産業振興、雇用開発、生涯学習などをより効果的に推進していくため、行政と企業、大学・研究機関等の交流・連携の機会を推進します。

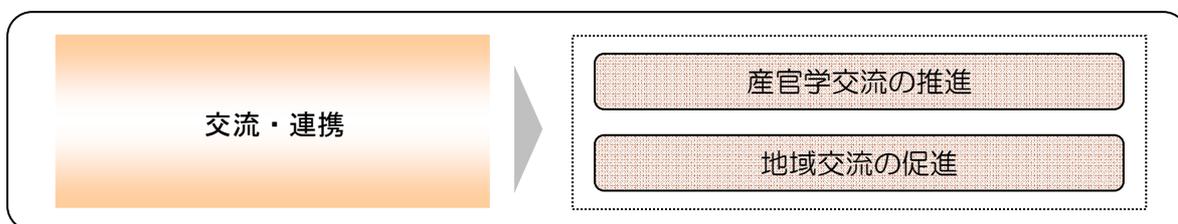
1. 交流・連携

■ 交流・連携に求められていること

交流・連携を図ることは、相互理解を深め、相互を補うことにより、地域コミュニティを活性化させたり、新たな地域や自己の可能性を引き出すきっかけにもなります。

こうしたなか、本市においては、多様な主体の交流や交流機会の拡充を図る必要があります。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

○産官学交流の推進

- ・本市周辺の大学や高校などの教育機関をはじめ、行政、企業、研究機関などが連携し、情報交換やそれぞれの技術・研究成果をより効果的に社会に還元していくため、産官学の交流を推進します。

○地域交流の促進

- ・市内各地区や各世代が交流する機会の充実を図るため、地域の祭りやスポーツレクリエーション活動等のイベントの開催を支援します。



第2章 健やかで安心して暮らせるまちづくり

■ 目指すまちの姿

健やかで安心して暮らせるまちの実現を目指し、すべての市民が健康で生きがいを持ちながら、老後や日常の生活に不安のない地域社会を形成していきます。

このため、安心して地域医療や介護サービスなどが受けられる体制の充実とともに、市民の積極的な健康づくりや安心して社会活動ができるまちづくりを推進していきます。また、次代を担う子どもを安心して健やかに育てることのできる環境を充実するとともに、交通安全並びに消費生活の安全の確保や犯罪のないまちづくりを進めていきます。

第1節 地域福祉を総合的に推進する

■ 基本施策の展開方向

- ・すべての市民が、ともに支え合いながら暮らせる共生社会の構築を目指すため、本市福祉の中核施設となる福祉拠点を整備し、子育てや高齢者等の社会参加などを支援します。
- ・高齢者や障がい者（児）が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、効率的・総合的な地域福祉の体制づくりに努めます。さらに、地域の各種団体やNPO、ボランティア等の相互連携のもとに、コミュニティにおける助け合いを支援します。
- ・各種福祉制度の公平な享受・普及を図るため、福祉に関する相談・指導体制を充実します。

1. 地域福祉

■ 地域福祉に求められていること

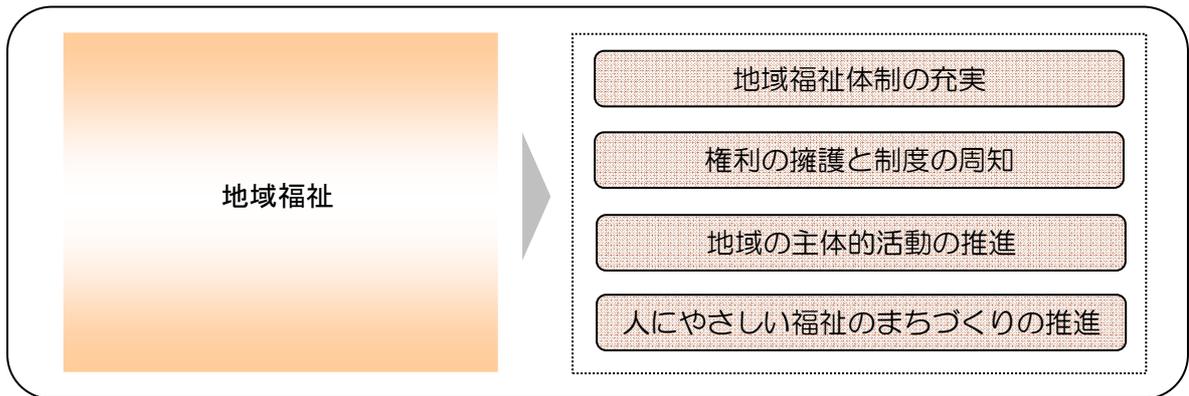
高齢化や核家族化の進行に伴い、一人暮らしの高齢者や支援が必要な障がい者、ひとり親家庭など、なんらかの手助けを必要としている人たちが地域で安心して心豊かな生活を送るために、地域における住民相互の支え合い・助け合いが求められています。

こうしたなか、本市においては、市民、関係団体、事業者、行政の役割分担と協力のもと、その体制づくりを充実するとともに、市民一人ひとりの知識や経験、意欲を「地域の力」として、地域社会全体で活用する必要があります。

また、判断能力が十分でない認知症高齢者や知的障がい者等の人権や財産を守る取り組みが必要です。



■ 施策の体系



■ 施策の展開

○地域福祉体制の充実

- ・ 地域福祉に対する市民の自主的活動を促進するため、広報や啓発活動、教育の場などを通じてノーマライゼーション思想の普及に努めるとともに、福祉に対する理解や関心を高めます。
- ・ 市民と行政が一体となって地域福祉に取り組むため、社会福祉協議会、地域の各種団体、NPO、ボランティア等の連携を強化します。
- ・ 民生委員児童委員と連携した地域福祉の相談・指導体制の充実に努めます。

○権利の擁護と制度の周知

- ・ 高齢者や障がい者、子どもの権利を擁護するため、成年後見制度や地域生活支援事業等の制度の周知・普及に努めます。

○地域の主体的活動の推進

- ・ 団塊世代をはじめとする市民の知識や経験、技能を地域福祉に活かす取り組みを進めます。

○人にやさしい福祉のまちづくりの推進

- ・ 高齢者や障がい者などが安全・安心に暮らすことのできるまちづくりを進めるため、公共施設等のバリアフリー化を推進します。
- ・ 高齢者や障がい者などに対する理解を深め、思いやりを育む心のバリアフリーを推進します。



第2節 子育て環境を整備する

■ 基本施策の展開方向

- ・心身ともに健康に明るく子育てができ、かつ子どもが健やかに育つよう、母子保健活動や出産・子育てに関する学習機会や相談・指導の充実、子育てサークルの育成、学童保育の充実など、総合的な子育て支援の強化を図ります。
- ・幼保環境を充実するため、幼保一元化施設（認定こども園）の整備を図り、運営の民間委託を推進するとともに、多様な保育ニーズへの対応や家庭の子育て支援等に取り組みます。
- ・子どもの健全な育成と主体性を尊重するため、人権擁護と虐待防止に努めるとともに、ひとり親家庭に対する生活自立支援や就労支援などに取り組みます。
- ・子どもが安心して日常生活を送れるよう、地域とともに防犯体制などの充実に取り組みます。

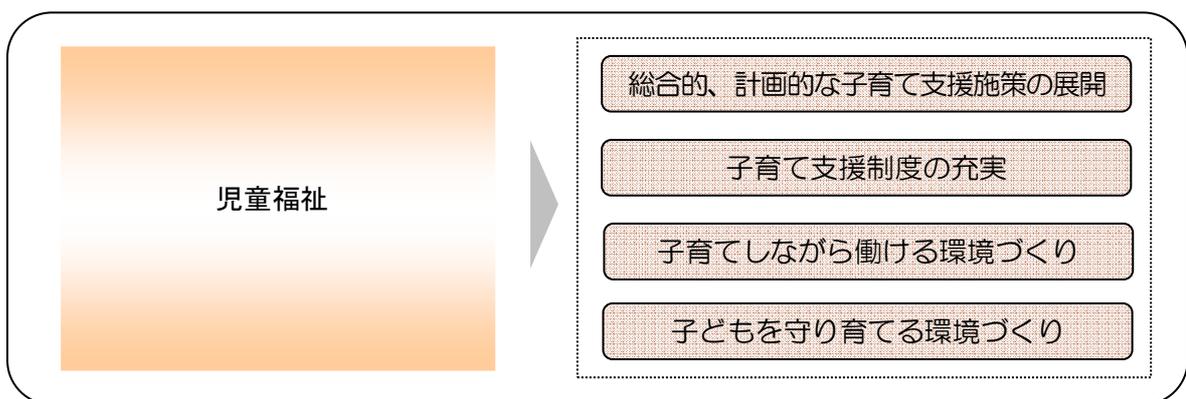
1. 児童福祉

■ 児童福祉に求められていること

少子化対策として、国や地方公共団体だけでなく、企業にも子育てと仕事の両立支援などの推進を求める「次世代育成支援対策推進法」が平成15年に制定されました。少子化や核家族化の進行、女性の社会進出の増大など、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しているなかで、次代を担う子どもを安心して産み、育てることができる環境整備が求められています。

こうしたなか、本市においては、仕事と子育ての両立支援をはじめ、多様な保育サービスへの対応や子どもの安全確保、地域や家庭での育児力の向上などに総合的に取り組む必要があります。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

○総合的、計画的な子育て支援施策の展開

- ・少子化対策を積極的に推進するため、「橋本市次世代育成支援行動計画」に基づき、各種施策を総合的、計画的に展開します。

○子育て支援制度の充実

- ・子育ての経済的負担を軽減するため、児童手当などの各種児童福祉制度の充実に努めます。
- ・地域全体で子育てを支援する基盤を形成するため、子育て支援の拠点である子育て支援センターを整備し、育児不安等についての相談・指導、子育てサークル等の育成・支援、地域の保育資源の情報提供等を推進します。
- ・地域の子育てを支援するため、保護者が「働いている」「いない」にかかわらず、保育・教育を一体的に提供する「認定こども園」の整備を図ります。

○子育てしながら働ける環境づくり

- ・児童及びその家庭の福祉の向上を図るため、子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)の周知・普及に努めます。
- ・保護者が安心して子育てができるよう、一時保育や延長保育などの周知・普及に努めます。

○子どもを守り育てる環境づくり

- ・関係機関との連携を図り、児童虐待の根絶に取り組みます。
- ・家庭、地域、学校、企業、行政、関係機関が連携・協力しながら、子どもの安全を確保します。
- ・家庭における教育の大切さを啓発することにより、家庭での基本的な学習やしつけ等の生活習慣の向上を促進します。
- ・地域の各種団体やNPO、ボランティア等と連携を図りながら、子育ての仲間づくりのネットワーク化を推進します。

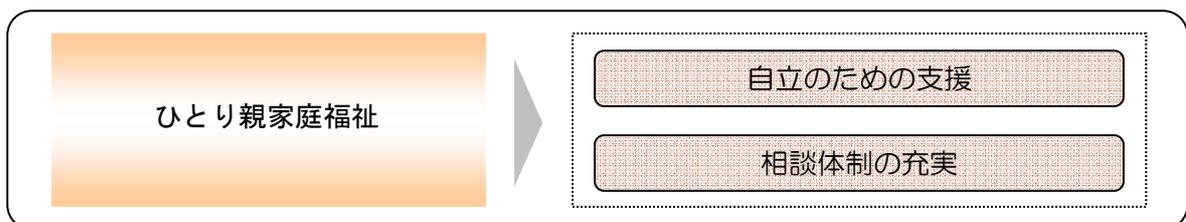
2. ひとり親家庭福祉

■ ひとり親家庭福祉に求められていること

近年、離婚の増加等を背景に母子及び父子家庭などひとり親家庭が増加する傾向にあります。一般的にこれらの家庭においては、児童の養育をはじめ生計の維持や家事などさまざまな問題を抱えていることから、きめ細かな支援が求められています。

こうしたなか、本市においては、ひとり親家庭の生活の安定や自立の促進などに取り組む必要があります。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

○自立のための支援

- ・ひとり親家庭の経済的安定と自立を促進するため、ひとり親家庭医療制度をはじめとする各種給付や就労のための支援を行います。

○相談体制の充実

- ・社会福祉協議会、民生委員児童委員、母子自立支援員、母子寡婦福祉連合会、福祉事務所等との連携を図りながら相談体制や情報提供の充実に努めます。



第3節 高齢者・障がい者福祉を充実する

■ 基本施策の展開方向

- ・ 高齢者が地域でいきいきと活躍できるよう、介護予防の充実に努めるとともに、介護保険の適切な運営のもと、在宅・施設の介護支援サービスなど、個々の高齢者の状況に応じた福祉サービスの充実に努めます。
- ・ 障がい者の生きがいづくりや社会参加を促進するため、ノーマライゼーションの理念に基づき、障がい者の自立支援や就労支援を推進します。

1. 高齢者福祉

■ 高齢者福祉に求められていること

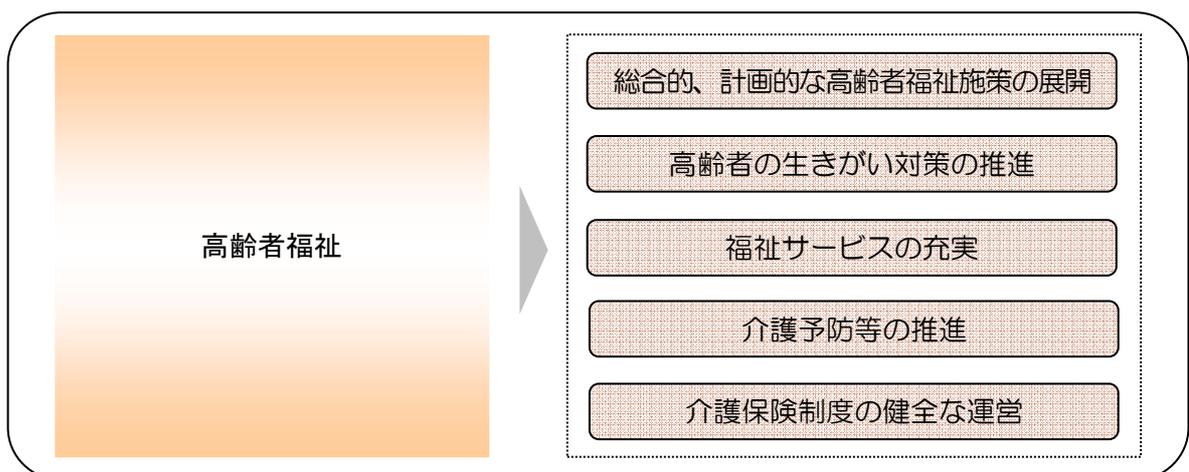
本市の高齢化率（市人口に対する65歳以上の人口割合）は、平成17年で約21%と超高齢社会（高齢化率が21%を超える社会）を迎えており、地域とのかかわりが薄らぐなかで、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加により、閉じこもりや家庭での介護などさまざまな問題が生じることが予想されます。

こうしたなか、本市においては、高齢者の誰もが住み慣れた地域で安心して、生きがいのもてる暮らしを営むために、介護、保健、福祉等の総合的なサービスを提供する必要があります。

また、高齢者が地域社会の一員として生きがいと役割を持って、その知識や経験を地域のさまざまなニーズに活かすことができるような仕組みづくりに取り組む必要があります。

さらに、介護が必要になった場合に、家庭や地域のなかで質の高いサービスの提供や相談体制を確立する必要があります。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

○総合的、計画的な高齢者福祉施策の展開

- ・高齢者が安心して生活できるまちづくりを進めるため、「橋本さわやか長寿プラン21（高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画）」に基づき、各種施策を総合的、計画的に展開します。

○高齢者の生きがい対策の推進

- ・高齢者の自立に向けた社会参加と生きがいづくりを推進するため、区・自治会、民生委員児童委員や老人クラブ等の関係団体との連携を深めるとともに、地域文化等の伝承事業をはじめ、就労、交流機会の確保など、地域ぐるみでの高齢者生きがい対策の取り組みを支援します。
- ・いつまでもいきいきと自分らしく生きることができるよう、高齢者のスポーツレクリエーション活動や生涯学習活動などを促進します。

○福祉サービスの充実

- ・一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等が安心して日常生活を過ごすことができるよう、地域の自主的活動等の育成支援を行います。
- ・生活支援サービス事業（高齢者緊急通報サービス事業等）の充実に努めます。

○介護予防等の推進

- ・運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上、認知症予防教室などの介護予防事業を開催します。
- ・地域ぐるみで介護予防事業を実施できるよう、地域の自主的活動等の育成支援を行います。
- ・相談体制の確立や権利擁護事業等を推進するため、地域包括支援センターの適正かつ効果的な運営に努めます。
- ・訪問看護ステーションについては、病院・地元医師会・介護事業所等との連携を図り、利用者が安全かつ安心した療養生活が送れるよう、看護の提供に努めます。また、看護の質の向上を図り、24時間体制を充実させ、市民からの信頼をより一層得ることができるよう努めます。



○介護保険制度の健全な運営

- ・介護保険制度を健全に運営するため、社会経済情勢の変化を踏まえつつ、介護保険事業計画を見直しながら、介護サービスの充実に努めます。

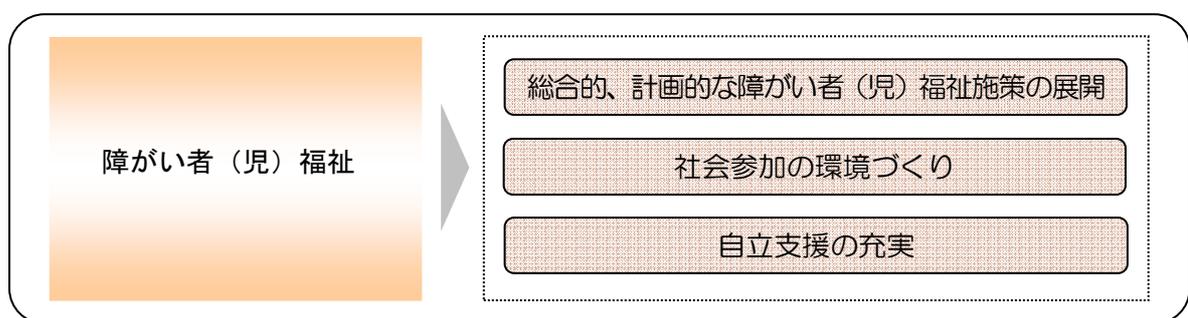
2. 障がい者（児）福祉

■ 障がい者（児）福祉に求められていること

障害者自立支援法は、平成 18 年 4 月施行に伴い精神障がい者を含む 3 障がい者（身体・知的・精神）に対し一元的なサービス提供を行い、障がい者の自立を支援していく制度に変わりました。このため、サービス利用の需要はますます増加するものと考えられています。

こうしたなか、本市においては、障がいのある人が住み慣れた地域で生活を営むために必要なサービスを提供し、持てる能力を發揮し、自立した生活を営むことのできる環境づくりに総合的に取り組む必要があります。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

○総合的、計画的な障がい者（児）福祉施策の展開

- ・障がい者（児）が地域で安心して生活できるよう、「橋本市障害者計画・障害福祉計画」に基づき、各種施策を総合的、計画的に展開します。

○社会参加の環境づくり

- ・障がい者の適性能力に応じた就労支援体制の充実に努めます。
- ・障がい者（児）が自己の能力を磨き、生きがいを感じられるよう、スポーツレクリエーション、文化活動への参加を促進します。

○自立支援の充実

- ・障がい者（児）が地域で安心して受診できるよう、自立支援医療などの医療制度の適正な運用に努めます。
- ・障がい者（児）が自立して安心して暮らすことができるよう、障がい福祉サービスなどの確保・充実に努めます。
- ・障がいのある子どもの成長を支える療育・教育体制と、障がいの有無に関わらず「ともに学び、ともに育つ」という教育理念を基本に、生きる力を育むことができる教育環境の充実に努めます。

第4節 保健・医療体制を確立する

■ 基本施策の展開方向

- ・健康でいきいきと過ごせるよう、健康維持や保健に対する啓発、健康診査や生活習慣病対策、相談・指導体制の充実など、健康づくりと疾病予防に資する取り組みを充実します。特に、生活習慣病予防についての取り組みを強化するとともに、積極的な健康づくりのための拠点の形成を図ります。
- ・必要な時に適切に医療が受けられるよう、効果的な保健・医療サービスの提供体制を充実します。
- ・健康増進、疾病予防、治療、リハビリテーションまで一貫した支援を行えるよう、保健・医療・福祉の相互連携を強化します。
- ・市民病院については、高度診療機能を備えた基幹病院として、患者本位の医療の実現に向けその専門性を発揮し、二次医療圏内の指導的役割を果たせるように努めます。

1. 保健

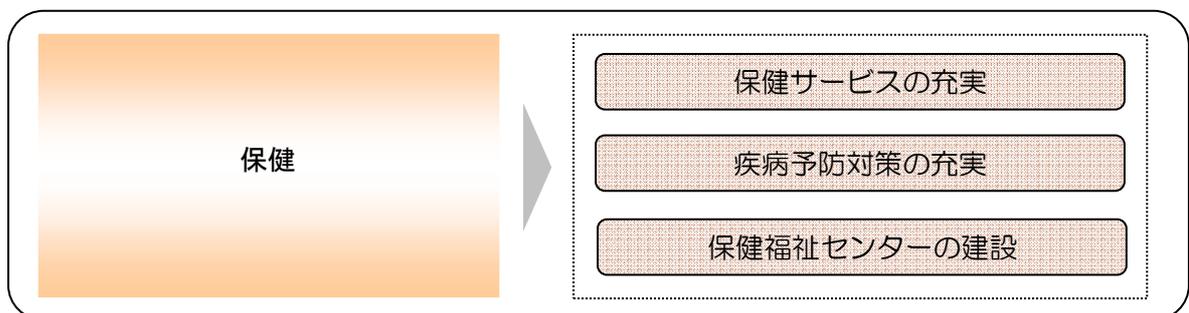
■ 保健に求められていること

超高齢社会を迎えるなかで、生活習慣病や高齢化の進展に伴う寝たきり、認知症などの患者の増加は、大きな社会問題となっており、健康づくりに係わる総合的な取り組みが求められています。

こうしたなか、本市においては、これまでの早期発見・早期治療だけでなく、健康増進や疾病予防の面において市民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援する必要があります。また、肝炎ウイルスや結核、エイズなどの感染症などに対し適切な予防対策を講じる必要があります。

さらに、市民の健康づくりや福祉サービスの拠点となる施設の整備に取り組む必要があります。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

○保健サービスの充実

- ・健康寿命を伸ばし、生活の質を高めるために、保健・医療・福祉の連携を充実し、一貫した支援体制を整備します。

- ・生活習慣病の早期発見・早期治療を図るため、健康診査や各種がん検診などの周知徹底とその利用を促進します。とりわけ、内臓肥満に起因するメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）を予防するため、特定健診及び運動や栄養を中心とした特定保健指導を行い、生活習慣の改善に努めます。
- ・がん対策基本法に基づき、がん予防を促進するとともに、早期発見・早期治療を図るため、各種がん検診の周知徹底とその受診を促進します。
- ・母子の健康保持を図るため、妊産婦や乳幼児の健康診査による疾病の早期発見や乳幼児健診後フォローアップ教室の周知とその利用を促進します。
- ・不妊に関する情報の提供及び相談支援体制の充実に努めます。



○疾病予防対策の充実

- ・肝炎ウィルス、結核、エイズ、O-157、インフルエンザなどの感染症を予防するため、正確な情報と知識の普及により、適切な予防対策の充実に努めます。

○保健福祉センターの建設

- ・乳幼児から高齢者にいたるすべての市民の健康づくりの拠点とするよう保健福祉センターを建設し、健康診査や健康教育・相談の充実に努めます。

2. 医療

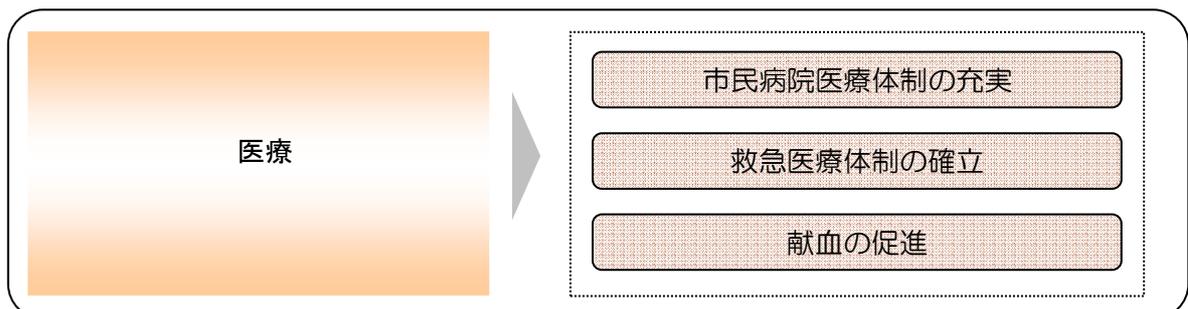
■ 医療に求められていること

地域医療においては、小児科医、産婦人科医などの医師や看護師の不足が深刻な問題となっており、病院の機能維持や救急体制の充実が求められています。また、地域における開業医や診療所の「かかりつけ医」と中核病院との連携強化などが求められています。

こうしたなか、本市においては、市民病院の医療体制の充実や健全な経営運営とともに、開業医・診療所や介護福祉施設等との連携を強化する必要があります。

また、救急医療体制の確立や献血の促進など、増加傾向にある救急需要に的確に対応する必要があります。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

○市民病院医療体制の充実

- ・安全で質の高い医療を提供するため、医師、看護師をはじめとしたスタッフの確保と医療機器の整備を図ります。また、地域の基幹病院として他の医療機関との連携や機能分担を図り、高度医療の充実に努めます。
- ・医療の質の向上を図りながら、入院患者の増加及び病床稼働率の向上に努めます。また、医療資源の有効利用を行い経費全般の抑制に努めながら、経営の安定化に努めます。
- ・今後の医療は「患者の視点」が最も重要であり、その意味合いからセカンドオピニオンを中心とした患者相談について積極的に対応します。
- ・市民病院退院後の各種疾患に対応するため、地元医師会を中心とした病々・病診連携及び介護福祉施設等の連携強化に努めます。



○救急医療体制の確立

- ・増加傾向にある救急需要などに対処するため、救急救命士・救急隊員の育成や高度救急体制の充実に努めるとともに、資機材の整備に取り組みます。
- ・夜間・休日の応急的医療体制を充実するため、地元医師会等と連携しその運営体制を確立するとともに、地域医療の受け皿として病院群輪番制の維持に努めます。

○献血の促進

- ・献血意識の啓発により、医療用血液の安定確保に努めます。



第5節 社会保障を充実する

■ 基本施策の展開方向

- ・低所得者の経済的自立を支援するため、生活保護制度の適正な実施に努めるとともに、生活相談・就労指導を充実します。
- ・必要な時に安心して医療を受けることができるよう、国民健康保険の適切な運営や医療費の適正化を図ります。
- ・市民の安定した老後生活に向けて、国民年金制度の周知に取り組みます。

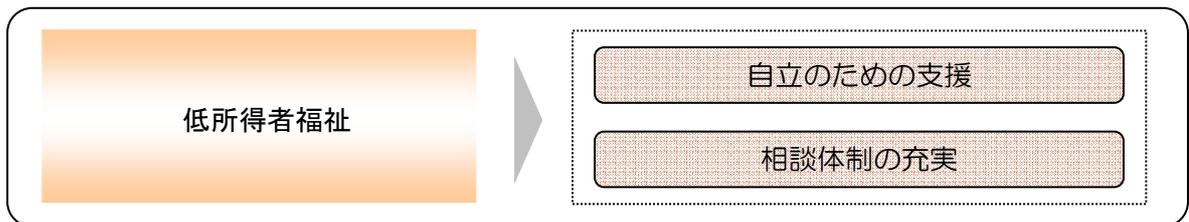
1. 低所得者福祉

■ 低所得者福祉に求められていること

わが国の生活保護受給者数は、近年、長引く雇用情勢の低迷や核家族化の進行等を背景に増加を続けています。

こうしたなか、本市においても、これまでの生活基盤を失った世帯、継続的に安定的な生活が確保できない世帯、傷病などで就労ができずに生活支援が必要な世帯などに対して、生活保護等の適正な実施や就労指導などの自立支援に取り組む必要があります。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

○自立のための支援

- ・低所得者の生活の安定を図るため、生活保護制度の適正な実施や社会福祉協議会などの貸付制度の周知、就労指導などに努めます。

○相談体制の充実

- ・低所得者の生活や心配ごとの不安を解消するため、民生委員児童委員や社会福祉協議会等と連携した相談体制の充実に努めます。

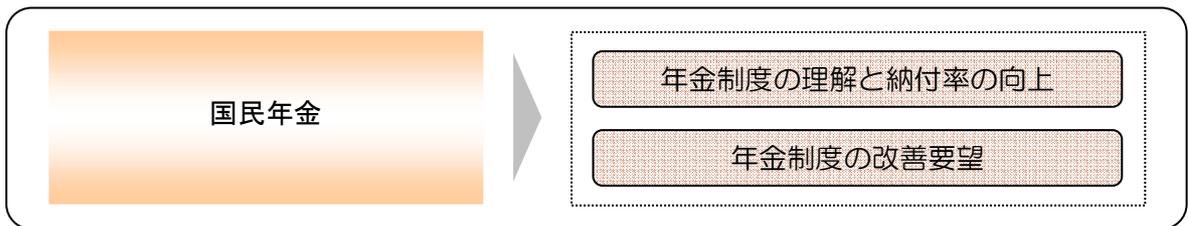
2. 国民年金

■ 国民年金に求められていること

近年、年金制度そのものに対する国民の不安が広がっています。また、年金制度が正確に理解されていないことなどにより、加入手続きの遅れなどから受給資格・受給額などに影響が生じてしまう例もみられます。国においては公的年金制度の一元化や体系のあり方等の検討が行われています。

こうしたなか、本市においては、年金制度に対する正しい理解を深める取り組みを一層推進するとともに、納付率の向上に努める必要があります。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

○年金制度の理解と納付率の向上

- ・国民年金制度の必要性、重要性等の広報を行い、制度に対する理解を深め、納付率の向上に努めます。

○年金制度の改善要望

- ・年金制度の改善を国に要望します。

3. 国民健康保険

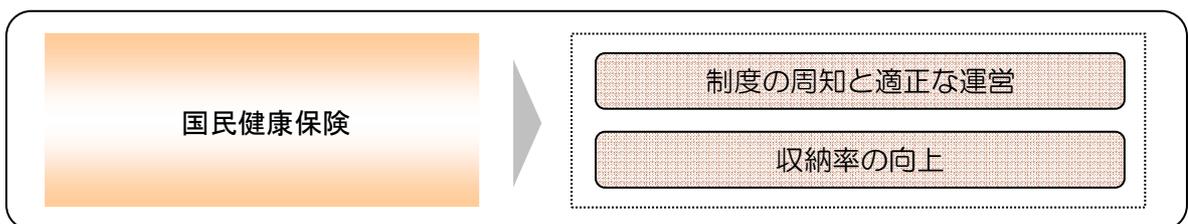
■ 国民健康保険に求められていること

国民健康保険は、国民皆保険の一環として、市民の医療機会の確保と疾病の予防に大きく貢献していますが、高齢化の進展及び生活習慣病の増加などにより、医療費は年々増加傾向にあり、国民健康保険運営に大きく影響を与えています。

こうしたなか、本市においては、国民健康保険制度の健全な運営や国民健康保険財政の健全化に努める必要があります。

また、老人保健医療制度については、健康保険法等の一部を改正する法律により平成20年度から後期高齢者医療制度に移行されるため、その円滑な移行が必要です。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

○制度の周知と適正な運営

- ・広報紙やパンフレットなどにより、国民健康保険への理解を求め、国民皆保険として適正な運営や医療費の適正化に努めます。
- ・後期高齢者医療制度への円滑な移行を進め、その周知・普及に努めます。

○収納率の向上

- ・滞納者への対応として、適切な納付相談・指導を行うとともに、口座振替制度の活用を推進し収納率向上に努めます。

第6節 生活の安全を確保する

■ 基本施策の展開方向

- ・火災を未然に防止するため、防火意識の普及・啓発や安全指導の充実などに努めます。
- ・救急救命体制の強化を図るため、医療機関等の受け入れ体制の充実や救急救命士の育成に努めます。
- ・交通事故を防止するため、交通安全教育や安全な交通環境の充実などに努めます。
- ・犯罪のない社会づくりを目指すため、防犯意識の向上や地域における防犯活動の充実に努めます。
- ・さまざまな消費者問題を未然に防ぎ、また、問題が発生した場合には適切・迅速に対応できるよう、消費者教育の推進、消費者問題に関する情報提供、相談活動の充実などに取り組みます。

1. 消防

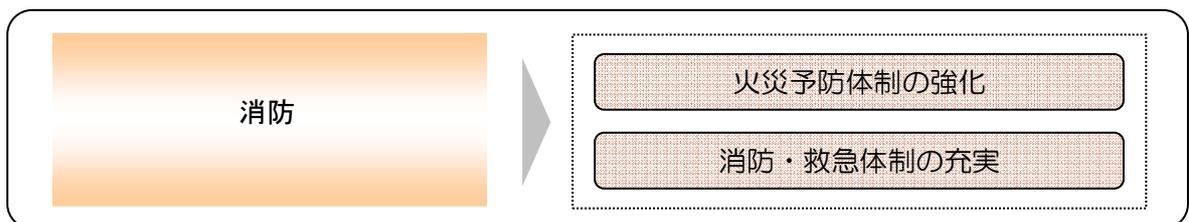
■ 消防に求められていること

本市では、火災をはじめ各種災害から市民の生命、財産を守るため、消防体制の向上に努めています。しかしながら、近年においては、火災をはじめとした各種災害も複合化・大規模化し、地域においては高齢化の進行や連帯意識の希薄化などにより、地域の主体的な防災体制の低下が懸念されています。

こうしたなか、本市においては、消防体制の一層の充実や広域的な自治体との連携強化とともに、市民一人ひとりの防火意識の高揚や地域の防災力を強化する必要があります。

また、高齢化の進展などにより救急需要は年々増加しています。このため、救急設備の充実、医療機関の受け入れ体制の強化とともに、救急救命士の育成、市民による応急手当等の向上などに取り組む必要があります。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

○火災予防体制の強化

- ・防火訓練や広報活動などを通じて、市民の防火意識の高揚を図ります。
- ・建築確認時における防火指導や、危険物施設等の管理指導などの強化・徹底を図ります。

○消防・救急体制の充実

- ・消防職員の計画的配置と消防団員の確保に努めるとともに、特殊火災などにも対応しうる必要な知識・技能の習得・訓練を実施します。

- ・消防車両や資機材、耐震性防火水槽、消火栓などの消防水利の整備を計画的に進めるとともに、既存の施設・設備の管理を徹底します。
- ・北部地域において、新たな消防署の設置を検討します。
- ・効率的な消防体制の確立を図るため、広域消防の再編を進めます。
- ・救急救命士の育成、高規格救急自動車や救助資機材の整備、医療機関の受け入れ体制の強化など、救急・救助体制の充実に努めます。
- ・市民による応急手当等の向上を図るため、救命講習などを開催し、救急・救命に関する普及啓発に努めます。
- ・大規模災害に備え、広域的な相互協力体制の整備に努めます。



2. 交通安全・防犯

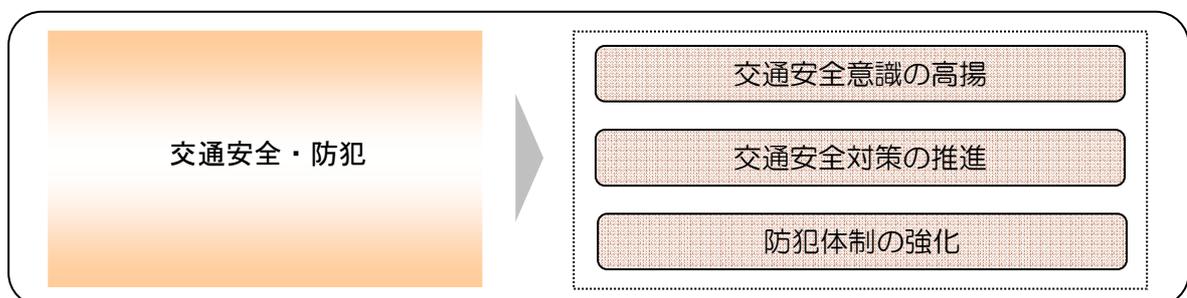
■ 交通安全・防犯に求められていること

本市における交通事故の発生件数及び負傷者数とも増加傾向にあります。交通事故発生を防止するためには、市民が市と協力して交通安全啓発に取り組むとともに、交通安全対策を効果的に実施する必要があります。

近年、全国的に凶悪犯罪や子どもを狙った犯罪が頻発するなど、治安の悪化が社会問題になっています。また、住民のコミュニティ意識の希薄化や生活様式の多様化に伴い、地域社会が有していた犯罪抑止機能が低下しています。

このため、地域コミュニティの向上による地域の防犯力を高めるとともに、市民、行政、警察、関係機関が一体となって地域の安全確保に向けた取り組みを進める必要があります。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

○交通安全意識の高揚

- ・交通安全教室の開催や交通指導員による通学・通園路における保護誘導指導を通じて、子どもたちの交通安全意識の高揚を図ります。

- ・幼児・高齢者・若者などを対象に学校や職場、地域などさまざまな場での交通安全教育を推進します。

○交通安全対策の推進

- ・安全な道路環境を確保するため、幹線道路における歩道整備の促進や通学路や危険箇所などにおけるガードレール、カーブミラーなどの交通安全施設を整備します。



○防犯体制の強化

- ・警察など関係機関と連携し、区・自治会など地域住民の協力を得ながら、地域の防犯意識の高揚を図ります。
- ・学校や家庭、地域、警察などが連携しながら、安全パトロールの強化や、万一の場合の対処法の明確化などの安全対策を進めます。

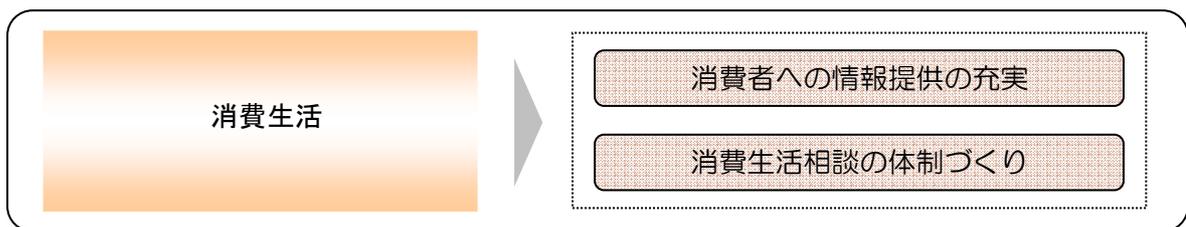
3. 消費生活

■ 消費生活に求められていること

消費生活を取り巻く状況は、近年、インターネット、携帯電話を用いた新たな犯罪や架空請求、不正請求、また、高齢者を狙った訪問販売などによる被害やトラブルが多く発生しています。国においては、平成16年に消費者保護基本法が消費者基本法に改正されるなど、消費者の安全確保に向けての整備が進められています。

こうしたなか、本市においては、市民の消費生活の安全性を確保するため、消費生活に関わる情報の提供や相談体制の充実に努める必要があります。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

○消費者への情報提供の充実

- ・消費者の安全と利益を守るため、商品の安全性やさまざまな消費者トラブルなどについての広報や啓発活動を推進します。

○消費生活相談の体制づくり

- ・和歌山県消費生活センターなどと連携しながら、消費者からの被害・苦情・問合せ等に対する相談体制の充実に努めます。



第3章 豊かな自然と共生する均衡あるまちづくり

■ 目指すまちの姿

豊かな自然と共生するまちの実現を目指し、地域資源やエネルギーの保全・活用とともに、無秩序な市街地の拡散防止や減災対策により、市民生活の安全性と質的向上が確保された持続発展可能な地域社会を形成していきます。

このため、環境に配慮した土地利用の規制・誘導とともに、循環型社会の形成に努めていきます。

また、超高齢社会や循環型社会に対応し、高齢者や障がい者などが安心して移動できるまちづくりを推進するとともに、公共交通を中心とした交通体系を形成していきます。

さらに、既存の道路・公園などを有効に活用し、市民にとってより利用しやすい施設としていくとともに、災害に強いまちづくりを推進するため、地域が主体となった自主防災組織の育成などに努めていきます。

第1節 循環型社会を形成する

■ 基本施策の展開方向

- ・地球温暖化の抑制に向けて、環境負荷が小さく、資源の循環による持続可能で快適なまちづくりを進めます。
- ・資源循環型の社会実現に向けてごみの減量化やリサイクルの推進とともに、環境教育や美化活動などを促進します。
- ・広域行政の連携のもと効率的な廃棄物処理に努めます。また、最終処分場については、新たな整備に努めます。

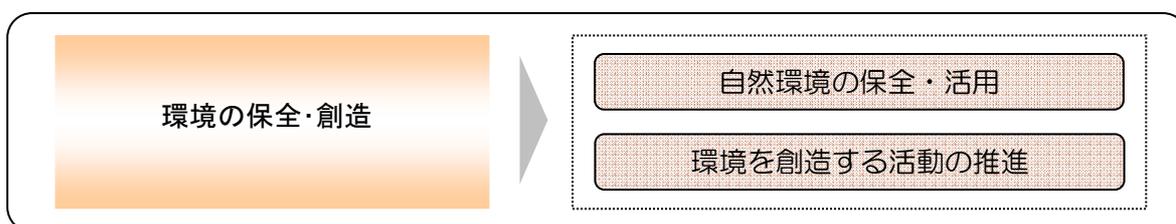
1. 環境の保全・創造

■ 環境の保全・創造に求められていること

人々は自然のなかでさまざまな恵みを受けながら育まれてきました。人々の暮らしが豊かで、満ち足りたものであるために、自然との共生は重要な課題であり、美しい森林や河川、多様な生態系など、自然環境の保全とともに環境の創造が求められています。

こうしたなか、本市においては、豊かな森林や河川の保全と活用とともに、市民と行政が協力しながら環境の美化などに取り組む必要があります。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

○自然環境の保全・活用

- ・市民が自然に触れ、親しめるよう、豊かな森林や紀の川などの自然環境の保全に努めるとともに、里山や水辺環境の活用を図ります。
- ・近隣自治体や関係機関と連携しながら、河川の水質保全と河川美化に取り組みます。



○環境を創造する活動の推進

- ・美しいまちの環境を創造するため、市民主体の環境美化活動に対する支援を行うとともに、花と緑のまちづくりなどを積極的に推進します。
- ・環境に対する認識を深めるため、環境保全意識の啓発に努めます。
- ・美しいまちの環境を守るため、廃棄物の不法投棄防止など監視体制の充実に努めます。

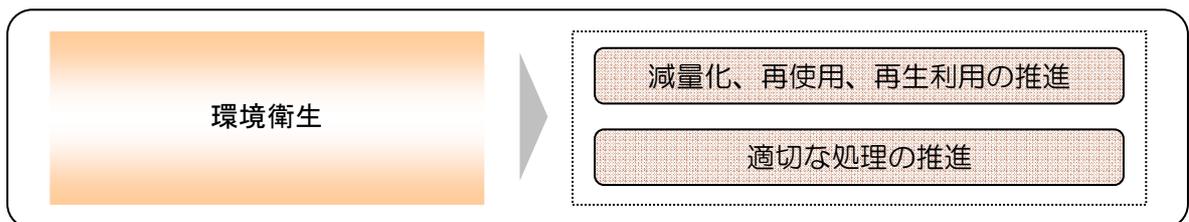
2. 環境衛生

■ 環境衛生に求められていること

将来にわたって健康な暮らしを送るためには、社会経済活動における廃棄物や汚染物質の発生を抑えるなど、社会を循環型の仕組みに再構築し、本来自然が有している浄化機能や復元能力を良好に維持していくことが求められています。

こうしたなか、本市においては、ごみの減量化、廃棄物の再使用・再生利用を積極的に推進するとともに、計画的な廃棄物処理に取り組む必要があります。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

○減量化、再使用、再生利用の推進

- ・使い捨て容器の使用削減、過剰包装の防止、買い物袋の持参などの取り組みや、家庭・事業所・行政での紙類やビン類等の再使用を促進します。
- ・容器包装リサイクル法に基づき、資源ごみの適切な分別収集とリサイクルを図るとともに、家電リサイクル法等に基づき、リサイクルを推進する家電業者・小売業者・消費者にそれぞれの役割を周知します。
- ・資源循環型の社会形成に向けた意識の醸成を図るため、学校教育・社会教育での環境学習の推進、環境ボランティア活動等を促進します。

- ・まち全体で3R（Reduce：減量化、Reuse：再使用、Recycle：再生利用）運動を展開するため、ごみに関する広報活動や市民との協働による啓発活動の充実に努めます。
- ・ごみの減量化や再生利用を図るため、生ごみ処理機器購入に対する助成を行うとともに、生ごみ処理機器を活用し、家庭から出される生ごみを花や野菜の栽培に堆肥として再生利用する花と緑のリサイクル事業を推進します。

○適切な処理の推進

- ・広域ごみ処理施設建設に伴い、効率的な収集体制や適正な料金体系に見直します。
- ・し尿及び浄化槽汚泥の収集・処理体制の適正化に努めます。
- ・広域行政における一般廃棄物処理施設を核として、ごみの分別やリサイクルを推進するなど、ごみの排出抑制と効率的な廃棄物処理に努めます。
- ・新たな広域ごみ処理施設の建設に伴う現処理施設撤去後の跡地については、地元住民との合意形成を図りながら、その利活用について検討します。
- ・現在の一般廃棄物最終処分場は容量の限界に近づいていることから、新たな処分場の整備に努めます。



第2節 秩序ある土地利用を推進する

■ 基本施策の展開方向

- ・自然環境の保全や生産基盤・商業環境の充実、良好な住環境の形成などに向けて、土地利用の適正な管理を図ります。
- ・都市生活でのさまざまなサービスを効果的に享受できるよう、都市拠点の集約的整備を進めます。また、京奈和自動車道 IC 周辺及び幹線道路の供用に伴う沿道土地利用の適切な誘導を図るとともに、市街地の無秩序な外延化を防止します。
- ・本市がこれまで培ってきた風土景観の保全と創造に努めるとともに、個性と魅力ある都市づくりに向けて、花と緑豊かな都市景観の形成に努めます。

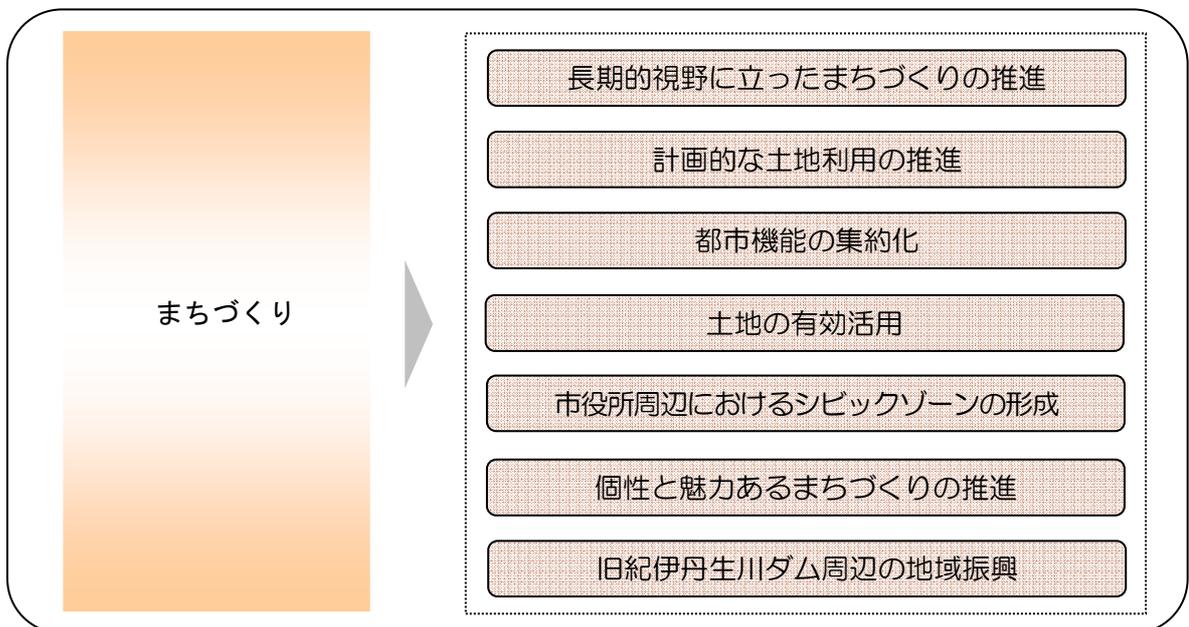
1. まちづくり

■ まちづくりに求められていること

人口が減少していくなか、都市間競争に生き残るためには、快適な市街地環境等を整備し、都市の魅力を高める総合的なまちづくりが求められています。

こうしたなか、本市においては、計画的かつ総合的な土地利用計画などに基づき、地域特性を活用しながら、市民と行政の協働により、中心市街地の再生と併せて健全な市街地環境を形成するとともに、土地の有効活用などに努める必要があります。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

○長期的視野に立ったまちづくりの推進

- ・長期的視野に立って本市の都市計画を計画的かつ総合的に推進するため、都市計画マスタープランを策定し、用途地域の見直しをはじめ、都市施設の計画的な整備、地区計画制度等の活用を図ります。

○計画的な土地利用の推進

- ・高野口地域においては、計画的な土地利用の規制・誘導や秩序ある建築活動を誘導するため、用途地域の指定を図ります。
- ・良好な住環境の維持・向上を図るため、地域住民と協調しながら地区計画制度や建築協定などを活用し、生活道路の改善や狭小宅地の防止などに努めます。
- ・居住者の高齢化が進む郊外の住宅開発地区では、地域コミュニティなどの維持を図るため、多様な世代の居住を促進します。
- ・地場産業などが立地する区域については、職住近接のまちづくりを推進するため、住環境への影響に配慮しながら、住工共存型の土地利用を展開します。

○都市機能の集約化

- ・橋本駅周辺の中心拠点やこれを補完する地域生活拠点においては、生活・文化・交流・商業機能など多様な都市機能の集積を図ります。

○土地の有効活用

- ・市街地内の大規模な未利用地等についてはその有効活用を促進します。
- ・土地の有効かつ円滑な利用や土地の権利関係の明確化を図るため、地籍調査を推進します。

○市役所周辺におけるシビックゾーンの形成

- ・市役所周辺では行政、業務、教育・文化機能が集積するシビックゾーンが形成されており、これらの機能強化を進めるため、旧市民病院跡地の有効活用を図ります。

○個性と魅力あるまちづくりの推進

- ・橋本駅や高野口駅周辺の市街地においては、歴史的遺産や紀の川・橋本川といった河川景観をまちづくり資源として活用しながら、個性と魅力あるまちづくりを推進します。

○旧紀伊丹生川ダム周辺の地域振興

- ・旧紀伊丹生川ダム建設予定地周辺地域については、地元住民、国、県等との協議を継続し、その振興策を実施します。



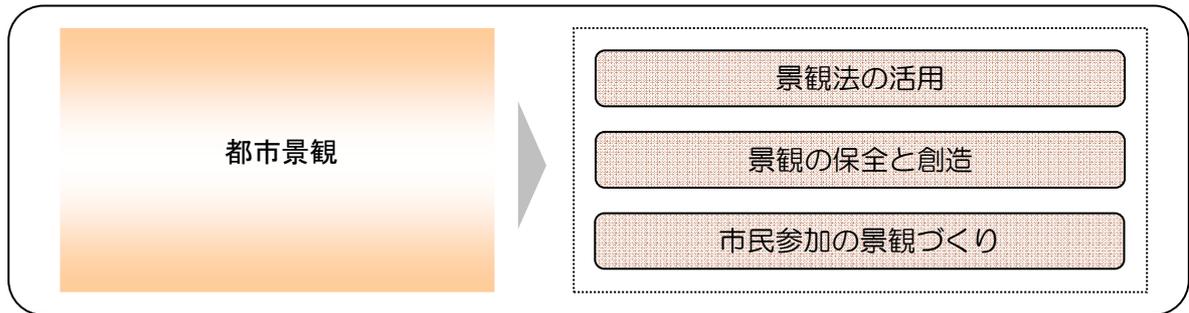
2. 都市景観

■ 都市景観に求められていること

人々の生活ニーズは利便性などの物質的なものから、心の豊かさや、ゆとり、うるおいといった精神的なものへと移行してきています。平成17年6月に景観法が施行され、市民と行政の協働による良好な都市景観の向上が求められています。

こうしたなか、本市においては、景観法の活用を検討するとともに、自然や歴史景観等の形成、先導的役割をもつ公共施設の景観整備を行うなど、市民参加による花と緑の美しいまちづくりを推進する必要があります。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

○景観法の活用

- ・景観を活かした質の高いまちづくりを推進するため、景観法に基づく景観行政団体の指定に向けた取り組みを検討します。

○景観の保全と創造

- ・森林、田園、歴史、水辺景観の保全に努めるとともに、遊休農地や水辺空間の活用を図るなど、うるおいのある景観の創造を図ります。
- ・景観に与える影響が大きい大規模建築物や大規模開発にあっては、良好な景観を形成するため、適正な指導、助言に努めます。
- ・本市の景観形成を先導する公共建築物、道路や橋梁などの整備、河川の改修などにあたっては、周辺環境と調和した意匠・形態や色彩等に配慮した整備に努めます。
- ・屋外広告物の秩序ある規制・誘導を図るとともに、違反広告物の撤去に努めます。

○市民参加の景観づくり

- ・地域の特色を活かしながら、市民の主体的な取り組みによる景観づくりを促進します。
- ・区・自治会で取り組んでいる菜の花、コスモスなどの栽培や市内の未利用地等を活用し、花と緑の美しいまちづくりを推進します。



第3節 道路・交通体系、情報基盤を整備する

■ 基本施策の展開方向

- ・ 超高齢社会への対応や環境への負荷の軽減などに努めるため、公共交通の利便性の向上やその利用を促進します。
- ・ 定住化の促進や地域経済の安定した発展を図るため、関係市町などとともに、大阪都市圏等との移動時間の短縮をはじめ、広域的な交流連携などを高める広域交通ネットワークの形成に努めます。
- ・ 行政サービスの向上や就業促進などへの活用など、関係機関と連携して情報・通信基盤の整備に努めるとともに、情報・通信技術の活用に際して、個人情報への漏えいを防止し、情報化に伴うプライバシー保護に努めます。

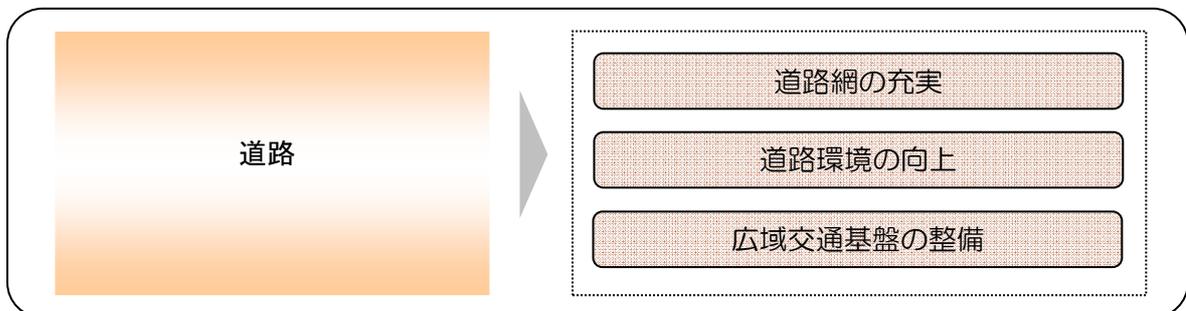
1. 道路

■ 道路に求められていること

人やモノの広域交流の活発化や日常の移動の円滑化などに対応するためには、高規格道路や幹線道路等の整備とともに、安全な生活道路の確保など、公共交通と連携のとれた総合的な交通体系の整備が求められています。

こうしたなか、本市においては、京奈和自動車道などの高規格道路の整備を促進するとともに、歩道のバリアフリー化など人や環境にやさしい安全で安心できる道路環境の形成に努める必要があります。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

○道路網の充実

- ・ 京奈和自動車道全線及び国道371号バイパスの早期整備をはじめ、大阪橋本道路、橋本高野山道路の整備促進やその他国道及び県道の改良等を関係機関に要望します。
- ・ 交通渋滞緩和など安全性と快適性の確保に十分留意しつつ、京奈和自動車道の側道と結節する市内幹線道路の充実や、生活の利便性を高める道路ネットワークの形成に努めます。
- ・ 市内交通の円滑化と沿道土地利用の有効活用を図るため、都市計画道路の計画的な整備に努めるとともに、長期未着手路



線については、その必要性や実現性等を総合的に評価した上で適正な見直しを行います。

○道路環境の向上

- ・通過車両や観光客の利用に対応して、わかりやすい案内誘導板の設置に努めます。
- ・子どもや高齢者などの安全で快適な歩行空間を確保するため、歩道のバリアフリー化に努めます。
- ・災害に強い道づくりを進めるため、危険箇所の改良、防護柵の設置などに努めます。
- ・道路への美化意識の向上やコミュニティの活性化等を図るため、アドプト制度の導入を促進します。



○広域交通基盤の整備

- ・企業の誘致に努めるため、京奈和自動車道全線及び国道371号バイパスなど広域交通基盤の整備を促進します。

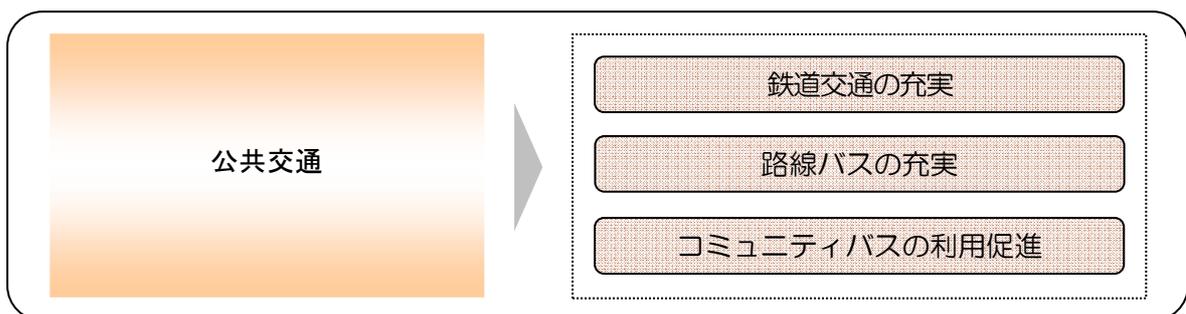
2. 公共交通

■ 公共交通に求められていること

超高齢社会の進行や環境負荷の軽減などの観点から、自動車に過度に依存しないで移動できる公共交通等の果たす役割が一層重要となっています。

こうしたなか、本市においては、鉄道・バスにおける輸送サービスの向上と併せて公共交通の利用を促進する必要があります。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

○鉄道交通の充実

- ・橋本駅のバリアフリー化を促進するとともに、JR 和歌山線、及び南海高野線の増便や輸送力の増強を関係機関に要望します。また、市民に対して鉄道利用の促進を啓発します。

○路線バスの充実

- ・超高齢社会や環境負荷の軽減等に対応し、市民のバス利用を促進するため、事業者

対してバス停の改善、低床バスの導入等を要望するとともに、国・県に対して不採算路線への補助を要望します。

○コミュニティバスの利用促進

- ・橋本市コミュニティバスの安定した運営を図るため、その周知・啓発等により利用の促進に努めるとともに、超高齢社会に対応した運営形態について検討します。



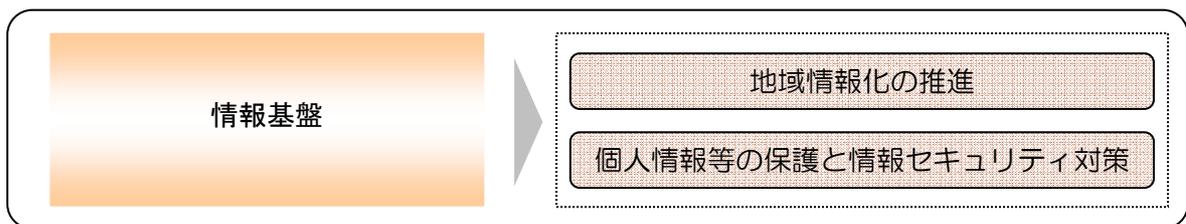
3. 情報基盤

■ 情報基盤に求められていること

近年の情報技術の進展により、さまざまな情報が容易に得られるようになり、人々の自由時間の増加と相まって情報に対する欲求は一層高まりをみせています。

こうしたなか、本市においては、高度情報基盤の整備を推進し、さまざまな分野で効果的な活用などを図るとともに、各種情報の適正な運用に努める必要があります。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

○地域情報化の推進

- ・行政サービスの提供や地域情報の発信、利用者相互のコミュニケーションなどを行うため、公共公益施設を中心に情報端末を設置し、その活用に取り組みます。
- ・学校教育や社会教育でパソコン技術習得を支援し、容易に情報発信できる人材の育成に努めます。
- ・国のu-Japan政策に基づき、市民生活や地域経済活動の一層の向上を図るため、高度情報通信基盤の整備とともにその活用を促進します。
- ・2011年（平成23年）のアナログテレビ放送終了に伴い、地上デジタルテレビ放送の難視聴対策に努めます。

○個人情報等の保護と情報セキュリティ対策

- ・各種情報の適正な運用を図るため、研修等による職員の意識向上や関係機関との連携などにより、個人情報やプライバシー保護の徹底に努めます。
- ・市のコンピュータシステムへの不正アクセスやコンピュータウィルスの侵入の防御など、情報セキュリティ対策を推進します。

第4節 生活環境の質を高める

■ 基本施策の展開方向

- ・安全で良質な水の安定供給に向けて、未普及区域の解消や施設の適切な維持管理を行うなど上水道の整備・改修を進めます。
- ・都市衛生の向上と洪水などに対する都市防災機能の向上に向けて、適切な下水処理の推進を図ります。
- ・定住促進や地域コミュニティの適切な維持に向けて、事業者と連携して良好な住宅地づくりや入居促進に取り組むとともに、「橋本市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、適切な管理等に努めます。
- ・住民の憩いや多様な交流を促進するため、より安全で利用しやすい公園・広場などの改善に努めます。

1. 住宅

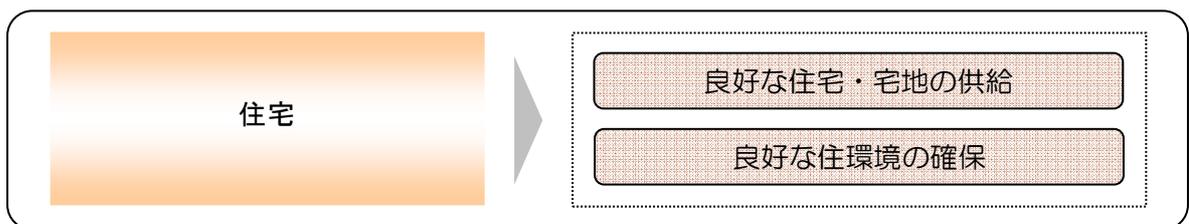
■ 住宅に求められていること

住宅においては、人々のライフステージやライフスタイルに応じたゆとりある良質な住まい・住環境の形成が求められています。

また、都市型社会においては大規模な住宅開発が減少しており、小規模分散型開発による市街化拡散の防止が求められています。

こうしたなか、本市においては、用途地域での良好な住宅・宅地の供給や市営住宅の適切な管理などにより定住人口を確保するとともに、安全で安心な住まいづくりを促進する必要があります。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

○ 良好な住宅・宅地の供給

- ・無秩序な市街地の拡散を防止しつつ、新規の住宅ニーズに対応するため、原則として用途地域内で良好な住宅・宅地の開発を促進します。また、開発事業者への要請や指導を行い、住宅開発地区における造成済宅地への入居を促進します。
- ・「橋本市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、市営住宅の適切な管理等に努めるとともに、民間による良質な賃貸住宅の供給を促進します。
- ・定住人口の確保を図るため、円滑に住宅を取得できるよう、民間業者等と連携した相談体制づくりに努めます。

○良好な住環境の確保

- ・災害に強い住環境を形成するため、耐震診断、耐震改修の促進や狭い道路の改善に努めます。
- ・太陽光発電、住宅の断熱構造化、省エネ設備の配備、敷地内緑化など、環境にやさしい住宅づくりの周知・啓発に努めます。
- ・アスベストを含有した住宅建材やアスベスト飛散を防止するための対策などについて、関係機関と連携し、情報提供に努めます。



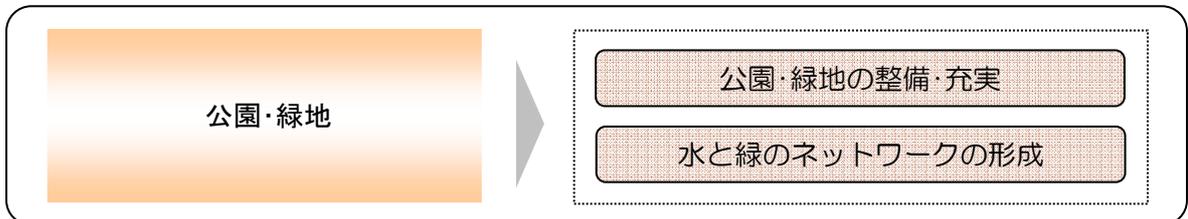
2. 公園・緑地

■ 公園・緑地に求められていること

本市においては、これまで公園・緑地を計画的に整備してきており、紀の川の流れや緑豊かな森林及び文化財などの歴史的資源とともに、市民のふれあいの場や憩いの場として重要な役割を果たしています。

今後は、地域住民と協力しながら既存公園の適切な管理を行うとともに、遊休地を活用した公園の確保や水と緑のネットワーク等により良好な都市環境の形成に努める必要があります。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

○公園・緑地の整備・充実

- ・既存の公園・緑地については、遊具等の施設の適切な管理に努めるとともに、防犯に配慮した施設や植栽の配置を検討します。
- ・市民の主体的な公園の維持活動による愛護心の向上やコミュニティの活性化等を図るため、アドプト制度の導入を促進します。



○水と緑のネットワークの形成

- ・自然の生態系にも配慮した人と自然が共生する都市環境を形成するため、都市公園、河川・水路や歴史街道等を有機的に結ぶ水と緑のネットワークづくりを推進します。
- ・花と緑豊かな美しいまちづくりを推進するため、市民・企業・行政が連携して緑化の推進に取り組みます。

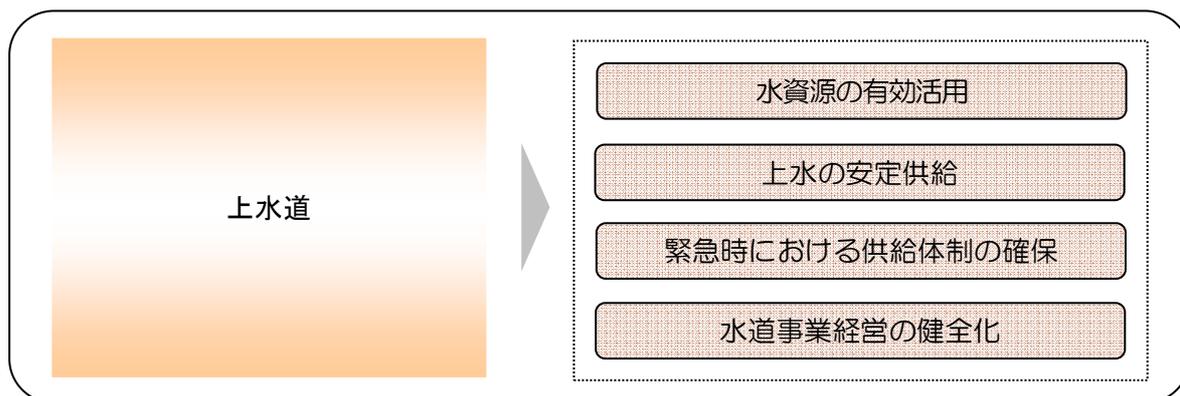
3. 上水道

■ 上水道に求められていること

本市では、これまでの人口の増加や生活水準の向上に伴う水需要に対して、安全で安定的に水道水を供給し、かつ配水管などを含む水道施設の整備充実に努めています。

今後も、水道水源の確保や水道事業経営の健全化とともに、水道施設の適切な管理や災害時の給水体制の確保などに努める必要があります。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

○水資源の有効活用

- ・水資源の大切さを啓発するとともに、水源の確保に努めます。
- ・水道事業への理解を深めるとともに、未普及区域の解消を図ります。

○上水の安定供給

- ・水質の保全と安定供給を図るため、施設の適切な維持・管理を行うとともに、老朽施設の計画的な更新や水道施設の耐震化を推進します。
- ・安全で安定した上水の供給を図るため、旧橋本市・旧高野口町両地域における水道施設の一元化を図ります。

○緊急時における供給体制の確保

- ・近隣市との応援体制の強化など、災害時の応急給水体制を充実します。

○水道事業経営の健全化

- ・水道事業経営の健全化を図るため、運営体制の適正化や民間委託等を推進します。



橋本市浄水場

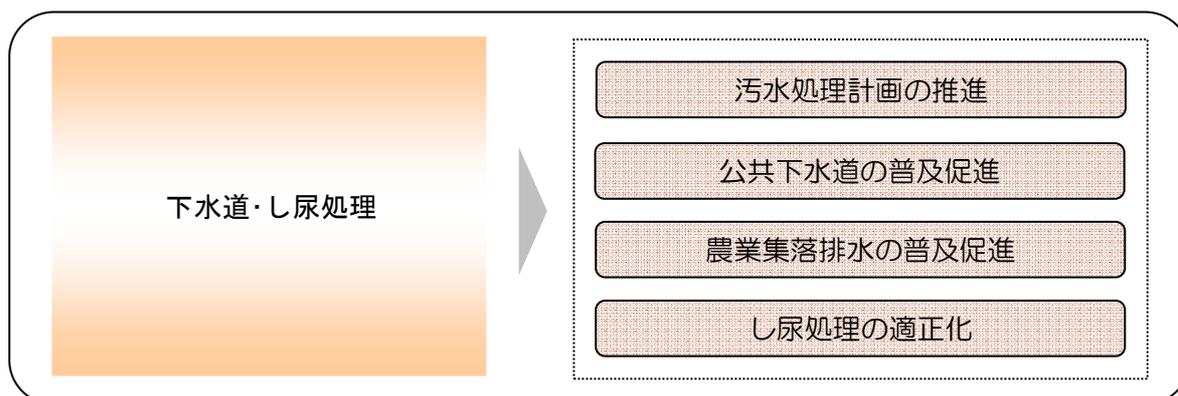
4. 下水道・し尿処理

■ 下水道・し尿処理に求められていること

公共下水道は、市民が健康で快適な文化的生活を営むうえで不可欠な施設であり、その整備と供用開始地域における水洗化を促進することが求められています。

今後も、公共下水道の整備や、より効率的な汚水処理の検討を進めるとともに、公共下水道施設や農業集落排水施設の適切な管理などに努める必要があります。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

○汚水処理計画の推進

- ・汚水処理人口普及率の向上を目指し、より効率的な汚水処理の実現に努めるとともに、供用開始された地区にあっては水洗化の周知・啓発を行い、その促進に努めます。

○公共下水道の普及促進

- ・公共下水道については、認可区域全体の早期事業完了を目指し、今後も未整備区域の整備に努めます。
- ・公共下水道事業の健全化を図るため、污水管の適切な維持・管理を図るとともに、使用料の適正化に努めます。

○農業集落排水の普及促進

- ・農業集落排水事業施設の適切な維持・管理を図り、供用開始された地区での接続を促進するとともに、使用料の適正化に努めます。

○し尿処理の適正化

- ・公共下水道の普及と併せた適切なし尿の処理・収集に努めるとともに、下水道処理対象区域外においては、合併処理浄化槽の必要性や補助制度についての周知・啓発を行い、設置の促進に努めます。

第5節 安全なまちづくりを推進する

■ 基本施策の展開方向

- ・今後起こり得るさまざまな危機事象に備え、関係機関との連携や広域的な連携も含めて、危機管理体制を強化するとともに、消防体制の向上に努めます。さらに、地域の安全・安心なまちづくりを推進するため、耐震診断、耐震改修及び公共建築物の耐震不燃化を計画的に進めるとともに、自主防災組織の育成に努めます。
- ・森林、農地等の持つ防災機能の確保に向けて、自然環境の保全や緑化の推進に取り組みます。
- ・治山・治水事業の充実を国・県に要請するとともに、中小河川・ため池についてはその安全性を高めるための整備を進めます。

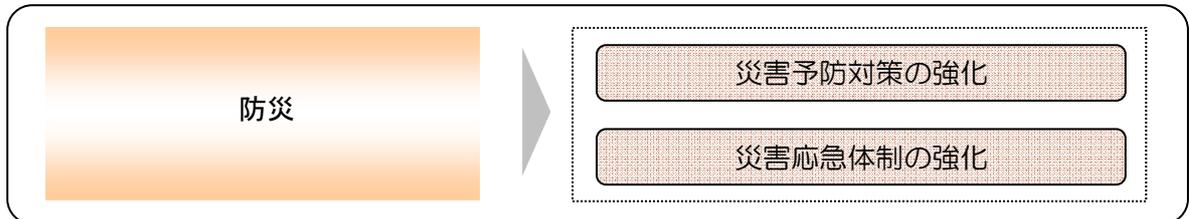
1. 防災

■ 防災に求められていること

地震・水害・火災等の災害による被害を最小限に抑えるためには、建物の安全性の確保や災害の未然防止策を講じるなど、災害に強いまちづくりの推進が求められています。

こうしたなか、本市においては、森林や農地の保全、防災事業、防災訓練など各種災害の備えを日頃から計画的に進めるとともに、市民の防災意識の高揚や災害時における応急体制の整備に取り組む必要があります。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

○災害予防対策の強化

- ・森林、農地等は、国土の保全や水源のかん養などの多面的機能を有するとともに、環境を守り人のやすらぎを生み出すための貴重な資源であることから、その保全に努めます。
- ・市民・事業者に対し、「橋本市地域防災計画」の周知・徹底を図るとともに、防災訓練などにより計画の実効性を点検します。
- ・広報やパンフレット、ハザードマップなどの配布、各種講習会の開催等を通じて、市民の防災意識の高揚と防災知識の普及に努めます。
- ・日常から関係機関・関係団体の協力を得て、一人暮らしの高齢者や障がい者など災害



時要援護者の把握に努めるとともに、きめ細かい救助・避難方法や避難生活を確保します。

- ・自然環境との調和に配慮しながら、中小河川・用排水路・ため池等の改修や治山・治水事業の促進により、浸水・冠水・土砂災害の防止に努めます。

○災害応急体制の強化

- ・防災行政無線の整備・活用や防災訓練の実施等により、災害情報の伝達、被害状況の把握、速やかな避難の指示・勧告、被災地域への応援要請など、災害時の情報収集・提供体制の強化を図ります。
- ・災害時における市民の安全を確保するため、公共建築物のうち、災害救助の拠点となる施設や避難・救援に必要な施設の耐震化に努めます。
- ・橋本中学校を本市の中心的な備蓄拠点として、食糧、生活必需品、医療品、仮設トイレ、応急給水資機材等の備蓄を充実するとともに、各地区の公民館を補完的な備蓄拠点として配備します。
- ・災害時の医療体制については、地域災害拠点病院である市民病院を中心として近隣の医療機関と連携の強化を図りながら災害時の応急救護体制に努めるとともに、応急手当、救急救命講習など、災害時の応急処置方法の啓発を図ります。
- ・国や県、近隣市町村、自衛隊、NPO、ボランティアなどの応援受け入れ体制の整備を進めるとともに、今後も近隣自治体や県外自治体との相互応援協定の締結など、広域連携に取り組みます。
- ・地域における防災体制の強化を図るため、自主防災組織、婦人防火クラブなど、地域の防災組織の育成に努めます。
- ・「橋本市地域防災計画」や「橋本市国民保護計画」に基づき、有害物質の漏えい、無差別テロなど、本市が経験したことのない突発的な災害・重大事故に対して、警察機関、国・県などと連携した訓練の実施などにより、その周知・啓発に努めます。



第4章 活力ある産業を育成し若者が定住できるまちづくり

■ 目指すまちの姿

活力ある産業を育成し若者が定住できるまちの実現を目指し、大都市近郊の優位性を活かしながら、地域の歴史に培われてきた地場産業の振興や新たな産業の創出により、地域経済の発展と市民の経済基盤が安定した社会を形成していきます。

このため、観光との連携や消費者との交流を図りつつ農林業の振興とともに、個性と魅力ある中心商業地などの活性化を促進していきます。また、環境と調和した企業の誘致や、新たな産業の育成をはじめ、観光産業の育成、高等教育機関の誘致などに取り組み、若者などが住み続けたいくなるまちづくりを推進していきます。

第1節 付加価値の高い農林業を創造する

■ 基本施策の展開方向

- ・ 農業生産の維持や農業経営の安定に向けて、生産基盤の充実や担い手・生産組織の育成など経営主体の強化によって、都市近郊型農業の振興を推進するとともに、遊休農地の発生防止や利活用を促進します。
- ・ 林地の保全とともに林業経営の安定を図るため、林道網の整備、森林組合の活性化、森林ボランティアの育成・導入など林業をさらに充実します。
- ・ 農林業の振興に向けて、付加価値の高い農業生産や販売ルートの開拓・強化を目指すとともに、柿や鶏卵等の特産品の紹介など情報発信の強化や、観光や商工業との連携を図りつつ、加工業の育成とあわせて新たな特産品の開発を促進します。
- ・ 農地及び森林を市民の休息・保養や学習・交流の場としてとらえ、観光農園化の推進や森林保養機能の整備など、新たな展開を促進します。

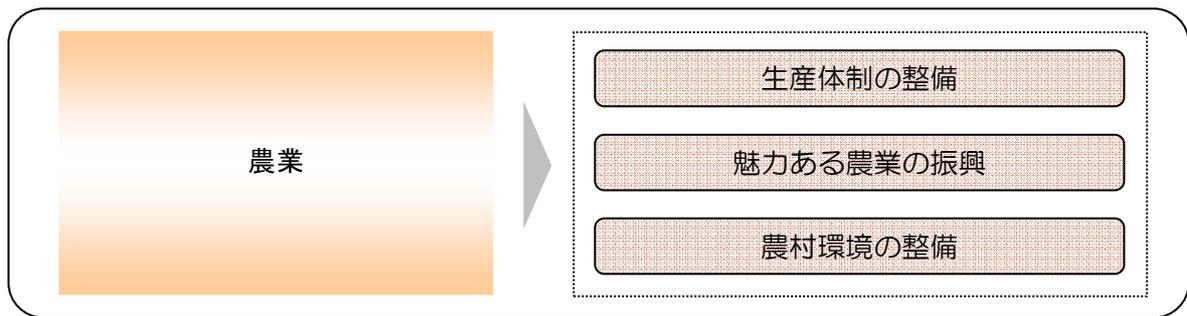
1. 農業

■ 農業に求められていること

農業は食料の供給と併せて、その活動を通じ、国土の保全、自然環境の維持、地球温暖化防止への貢献、憩いとうるおいの場の提供などの役割を担っており、今後予測される地球規模での人口の増大等による食料不足や環境問題が懸念されるなかで、ますますその役割が大きくなっています。

こうしたなか、本市においては、農業基盤整備や担い手の確保などの生産体制の整備とともに、安全な食の提供や地産地消の推進、暮らしやすい生活環境の向上などに取り組む必要があります。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

○生産体制の整備

- ・都市近郊型農業の推進や農業経営の安定化を目指し、関係機関と連携しながら土地利用の高度化を図る基盤整備を推進します。
- ・農業後継者や団塊の世代を中心とした新規就農者など、多様な農業の担い手の育成・確保とともに、既存の営農組織の強化や農業生産法人の育成、さらに集落営農の組織化などを促進します。
- ・中核農家、農業後継者の育成を図るため、作業受委託・共同化体制の整備を進めるとともに、地域農業の担い手への農地の集積を図り、優良農地の確保と遊休農地の有効利用を促進します。
- ・作付けにあたっては、需要動向の徹底した把握と、災害や病気に強い品種、低コスト化が図れる品種の導入を促進します。



○魅力ある農業の振興

- ・優良な農畜産物の生産と的確なマーケティングに努め、一層の橋本ブランドの振興を図ります。
- ・集出荷施設の効率的利用に努めるとともに、産地直送や契約栽培・販売など、流通システムの多面化を図ります。また、観光や商工業との連携を図りつつ、既存の加工品の生産・販売の拡大を図るとともに、新たな特産品の開発を進めます。
- ・市民が農作物の栽培を通じて土に親しみ、農業に対する理解を深め豊かな余暇生活を送るとともに、耕作放棄・遊休農地の解消を図るため、市民農園の充実に努めます。
- ・学校教育や生涯学習、観光部門などと連携しながら、観光農園化や体験農業など観光農業の推進に努めます。
- ・地元で生産された農畜産物や特産品の購買を促進するため、学校給食への導入や、イベントでの活



用を図り、地産地消を推進します。

○農村環境の整備

- ・快適で安全な農村環境づくりに努めるため、農道・用排水路・ため池の適切な維持・管理などを促進します。
- ・農産物の生産に深刻な被害をもたらす有害鳥獣の駆除対策を実施し、被害の拡大を防止します。

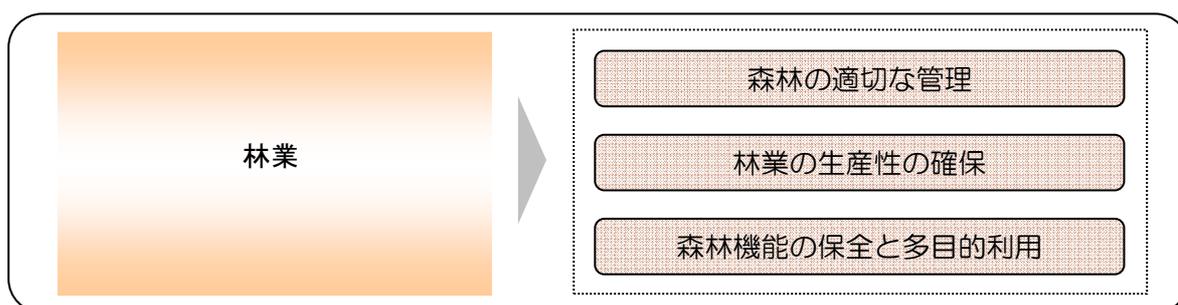
2. 林業

■ 林業に求められていること

林業は木材をはじめとする林産物の供給と併せて、その活動を通じ、国土の保全、水源のかん養、保養休養や教育の場などの役割を担っています。しかしながら、年々林業経営は厳しさを増しており、その安定化や後継者の育成、森林の適正管理などが求められています。

こうしたなか、本市においては、生産性の向上をはじめ、就労環境の向上とともに、森林の保全などに取り組む必要があります。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

○森林の適切な管理

- ・森林整備計画などに基づき、森林の適切な管理と林業の振興に努めます。

○林業の生産性の確保

- ・森林組合と連携し林業従事者や後継者の育成・確保に努めます。また、林内労働の負担軽減を進めるなど、就労環境の改善を促進します。
- ・林業の生産性の向上等を図るため、森林管理や林業経営の基幹となる林道の適切な維持・管理を推進します。

○森林機能の保全と多目的利用

- ・森林のもつ国土保全機能や水源かん養機能などを高めるとともに、災害を未然に防止するため治山事業を促進します。
- ・森林を市民の財産として守り育て、次世代に引き継いでいくため、「紀の国森づくり基金」を活用し、森林環境の保全をはじめ、森林の重要性の普及・啓発、林業体験、森林とのふれあいの場の創出などに取り組みます。



第2節 製造業の活性化を展開する

■ 基本施策の展開方向

- ・地場産業においては、経営の安定化やへら竿、パイル織物など地場製品の優れた産業技術の継承や情報発信などに取り組むため、関係団体や大学などと連携して、技術・商品開発、販売ルートの開拓、人材の育成など経営体質の強化を促進します。また、関連イベントの開催、体験・学習メニューの開発、情報発信の強化など、多面的な展開を促進します。
- ・雇用の場の創出や地域経済の安定した発展に向けて、物流効率などを高める京奈和自動車道などの広域道路網の整備を促進し、周辺環境との調和に配慮した企業誘致に努めます。

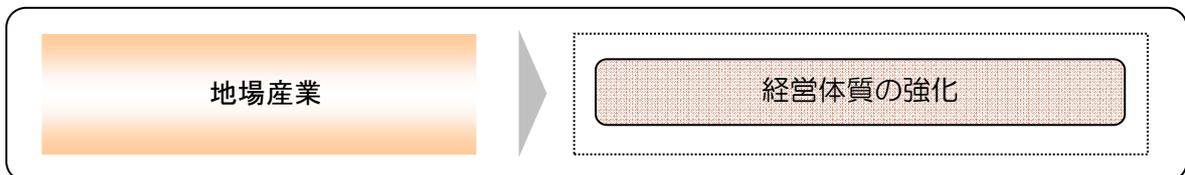
1. 地場産業

■ 地場産業に求められていること

へら竿やパイル織物は古くから受け継がれてきた地場産業であり、本市固有の伝統産業として継承・発展させていくことが重要です。

このため、地場産業の優れた技術の発信や後継者の育成とともに、経営の健全化や基盤強化などの支援に取り組む必要があります。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

○経営体質の強化

- ・大学等と連携しつつ、地場産業の優れた技術や経営資源を活かしながら、新製品・新技術・デザイン開発力の育成支援に努めます。
- ・各種展示会・見本市等への参加を支援し、PR活動の充実に努めます。
- ・各種セミナーの実施による後継者・経営者の経営能力の向上を図るとともに、人材の育成等の支援に努めます。



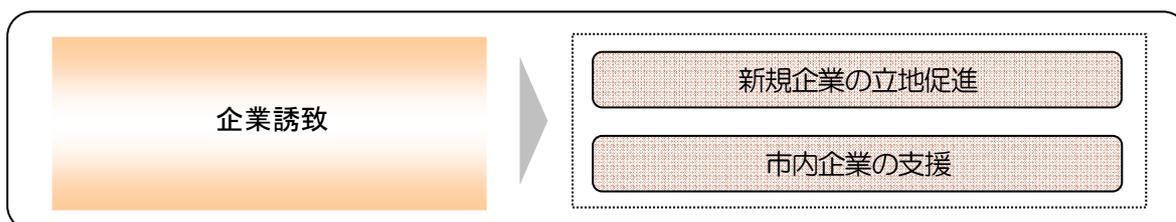
2. 企業誘致

■ 企業誘致に求められていること

雇用の受け皿となる産業は、まちの活性化に不可欠です。本市は住宅都市として発展してきたため、製造業等の雇用の場が少なく若者などの流出を招いています。

このため、地域経済の安定した発展や若者等の雇用機会を確保するため、本市の豊かな自然環境や住環境に配慮しつつ、企業誘致を積極的に進めるなど職住近接のまちづくりを展開する必要があります。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

○新規企業の立地促進

- ・地域の活性化や若者など市民の雇用の場を確保するため、京奈和自動車道橋本東 IC の北部一帯の大規模な企業用地について新規企業の立地促進に努めるとともに、その他の大規模未利用地については企業用地として誘導します。
- ・周辺の自然環境と調和した緑豊かな産業拠点を形成するため、適切な情報収集のもと、優遇制度などを活用しながら、製造業・物流業等を中心とした企業の集積を目指します。

○市内企業の支援

- ・市内企業についても、新設などによる事業規模の拡大に対して、優遇制度を活用しながら支援します。



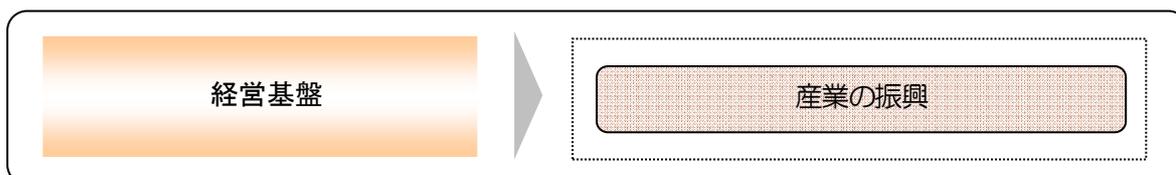
3. 経営基盤

■ 経営基盤に求められていること

本市の企業は中小規模の事業所が多く、社会経済情勢の悪化に対して直接的に影響を受けやすい状況となっており、これら企業の経営基盤の強化が求められています。

こうした中小規模の事業所においては、経営の健全化や基盤強化を促進するため、融資制度の充実等に取り組む必要があります。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

○ 産業の振興

- ・ 中小企業の経営安定と設備の近代化に必要な資金需要は今後ますます増大すると見込まれるため、融資制度の資金枠の拡大、融資条件の改善、信用保証機能の拡大等を国、県などに要請します。
- ・ 地場産業、観光の振興や人材育成・起業支援といった産業振興機能、集客・情報発信機能を備えた施設として、(仮称) 産業振興センターの整備について検討します。



第3節 商業をまちづくりとともに活性化させる

■ 基本施策の展開方向

- ・商店街共同施設・共同事業の推進、空き店舗、空き地の活用など、地域住民の協力を得ながら、バリアフリー化や景観にも配慮した快適な買い物環境の整備を推進し、その活性化に努めます。
- ・商店街組織の育成・強化、核となる人づくりなど、商業団体の組織及び機能の強化を促進します。

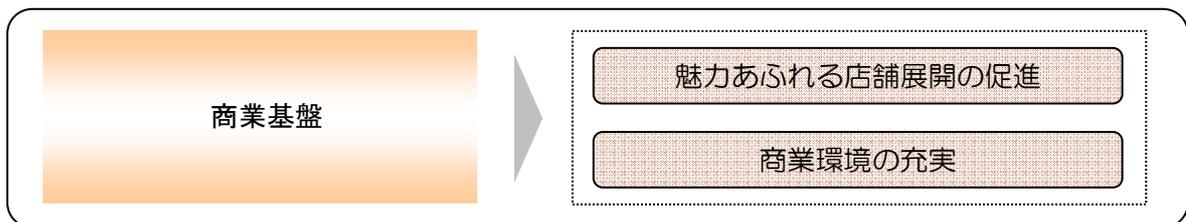
1. 商業基盤

■ 商業基盤に求められていること

駅周辺を中心市街地ではその空洞化が進むなか、古くからのまちの顔としての魅力を再生し、商業機能をはじめ、居住、文化、福祉機能などが複合した質の高いサービスの提供が求められています。

こうしたなか、本市においては、中心拠点や地域生活拠点において、その地域特性を活かしながら、魅力ある商店街や商業空間などの再生に取り組む必要があります。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

○魅力あふれる店舗展開の促進

- ・空き店舗の活用や後継者の確保・育成のため、商工会議所・商工会等と連携し、若手経営者などのグループ活動の支援や情報交換、研修、専門家との交流機会づくりに努めます。
- ・商工会議所・商工会等との連携を強化しながら、商店街の活性化や商業者の育成・支援に努めます。



○商業環境の充実

- ・橋本駅周辺を中心市街地においては、改正中心市街地活性化法に基づき、中心市街地活性化基本計画を策定し、その認定を目指します。
- ・大規模小売店舗の進出に際しては、改正都市計画法や大規模小売店舗立地法に基づき、適正な立地の規制・誘導に努めるとともに、周辺地域の生活環境や自然環境等への配慮に努めます。
- ・住宅開発団地の生活利便施設等については、高齢者等の利便性の確保や防犯の観点からその維持に努めるとともに、必要に応じて新たな施設の立地を適切に誘導します。

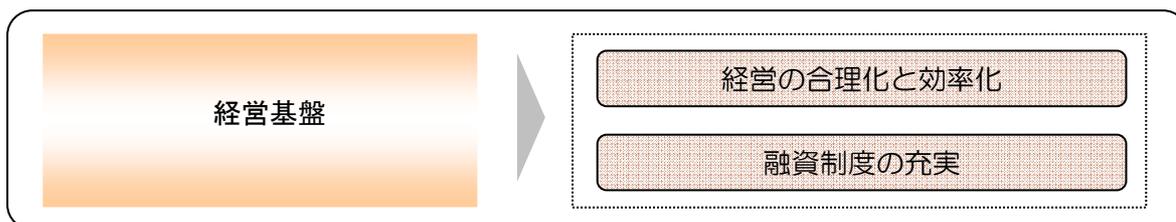
2. 経営基盤

■ 経営基盤に求められていること

本市の商業は、比較的小規模な小売店舗が多く、景気の影響以外にも店舗としての魅力が不足していたり、後継者難といった問題を抱えており、モータリゼーションの進展に伴って沿道型大型小売店舗の比重が高まっています。

こうした小規模な小売店舗においては経営の健全化や基盤強化を促進するため、融資制度の充実等に取り組む必要があります。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

○ 経営の合理化と効率化

- ・ 商工会議所・商工会等と連携しながら、経営指導診断体制の確立を図り、経営指導の強化、情報提供等により経営の合理化、効率化を促進します。また、研修事業を通じて商業者とその後継者の指導・育成を図ります。

○ 融資制度の充実

- ・ 設備の近代化など企業の資金需要を支援するため、各種融資・助成制度の周知とともに、低利融資事業の拡大等を国、県などに要請します。



第4節 観光・交流基盤を確立する

■ 基本施策の展開方向

- ・観光・交流産業の確立に向けて、観光協会の機能充実やボランティアガイド育成などの体制づくり、観光情報の発信力強化、観光拠点の整備、観光資源の広域ネットワーク化など、繰り返し訪れてもらえる観光地づくりに努めます。
- ・観光・交流産業の発展に向けて、埋もれた観光資源の発掘と整備を進めるとともに、関係機関との協働による新たな観光メニューの開発を進めます。

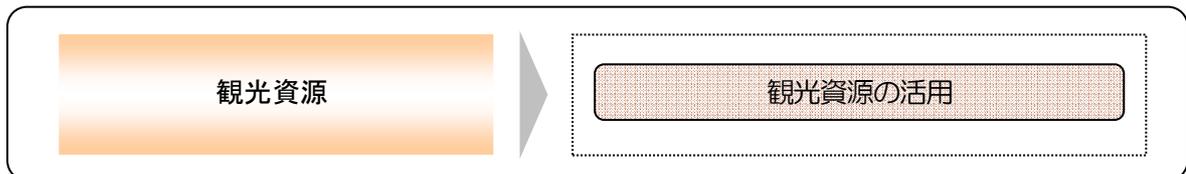
1. 観光資源

■ 観光資源に求められていること

観光に対するニーズは、ライフスタイルの多様化や自由時間の増大などを背景に、従来の名所・旧跡めぐりに加えて、地域の自然、歴史文化とのふれあいや体験を目的とする観光の創出が求められています。

こうしたなか、本市においては、既存の観光資源の有効活用や観光施設の充実、農業などとの連携を強化するとともに、魅力ある観光拠点の形成を推進する必要があります。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

○観光資源の活用

- ・JAや農業生産団体などの協力を得ながら、田植え・稲刈り、柿・みかん狩りなど、食の体験メニューの充実に努めます。
- ・民間事業所や観光団体、商工会議所・商工会などの協力を得ながら、各種イベントの充実に努めます。
- ・橋本市運動公園や神野マキャンプ場、ゴルフ場など既存のレクリエーション施設やハイキングコースなどを観光資源として活用するため、体験型観光資源のネットワーク化を図ります。



玉川峡

- ・橋本市青少年旅行村においては、観光的魅力の向上による交流人口の拡大を図るため、世界遺産「紀伊山地の霊場と参拝道」への玄関口として、観光交流センターや温泉施設の整備を進めるとともに、周辺地域の市道や駐車場等の整備を図ります。また、青少年旅行村へのアクセス道路である国道371号については、改修、拡幅を促進します。

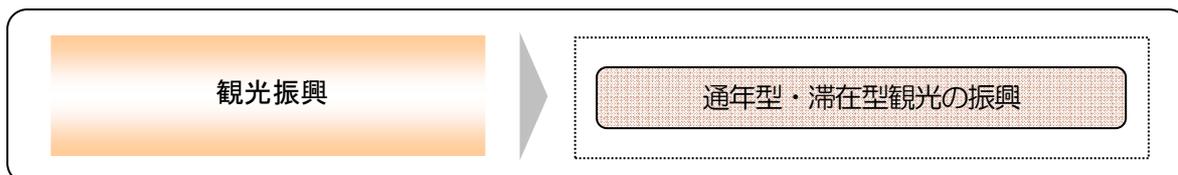
2. 観光振興

■ 観光振興に求められていること

「観光立国」を推進する国の動きも活発化しているなか、「観光」は、新たな雇用の創出など地域の活性化にも期待される分野となっています。

こうしたなか、本市においては、観光受け入れ態勢の拡充や情報発信の強化など、通年型・滞在型の観光振興に取り組む必要があります。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

○通年型・滞在型観光の振興

- ・本市には、隅田八幡神社、利生護国寺、学文路苅萱堂、葛城館などの歴史的建造物をはじめ、中将姫旧跡、玉川峡、紀の川祭など数多くの観光スポットを有しており、これら文化財の保存・継承や豊富な歴史資源の発掘、伝統行事への観光客の積極的な受け入れなどにより、いつ訪れても本市の歴史にふれることのできる魅力的なまちづくりを進めます。
- ・本市の観光情報の発信の拠点となる観光案内所の充実や観光ボランティアの育成に努めます。
- ・来訪者の年齢やライフスタイルを想定したマーケティングにより、多様な観光情報の発信に努めます。そのため、インターネットや携帯端末情報など多様なメディアを活用し、通年型の情報発信などに努めます。



紀の川祭



葛城館

第5節 就業と仕事づくりを促進する

■ 基本施策の展開方向

- ・職住近接や生活の安定・向上などの就業ニーズに応えるため、企業立地を促進するとともに、関係機関と連携して求職情報の提供や職業能力開発等の支援を行うなど、多様な就業の機会と場の拡充に努めます。
- ・市内産業の活性化を図るため、起業・創業に対する支援を充実します。
- ・男女の固定的な役割分担意識の改革や就業と子育てとの両立などのために、事業主に対する職場環境づくりの啓発や子育てしやすい環境の整備に努めます。

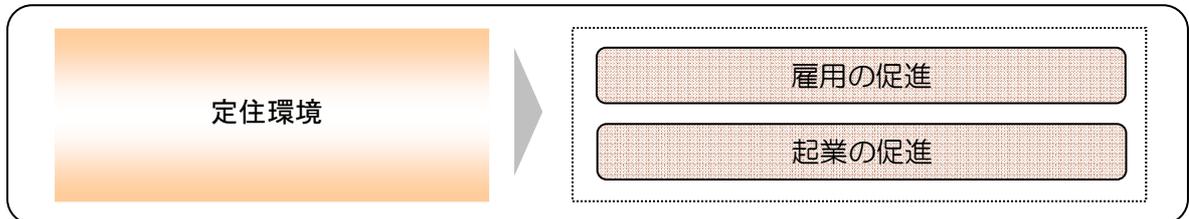
1. 定住環境

■ 定住環境に求められていること

わが国の経済は、最近の国内民間需要に支えられ、今後も景気回復が続くと見込まれていますが、一方で、中小企業の景況感は悪化が続くなど依然厳しい状況にあり、地域経済の活性化が求められています。

こうしたなか、本市においては、若者等の転出傾向が著しく、地場産業の振興や企業誘致、起業支援等により市民の雇用機会を確保するなど定住化を促進する必要があります。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

○雇用の促進

- ・へら竿、パイル織物などの地場産業の振興、ワークシェアリングの普及促進などにより、雇用機会の拡大に努めます。
- ・企業誘致を促進し、従業者の市内雇用に努めます。
- ・ハローワークなどと連携し、年齢や適性・能力に応じた就業機会が確保されるよう、情報通信技術（IT）など多様な職業訓練機会の確保に努めるとともに、企業に対し障がい者の雇用促進を要請します。

○起業の促進

- ・コミュニティビジネスなどの起業や新分野進出を目指す事業者に対しては、橋本市ビジネスラボによる事業所の提供をはじめ、国・県などの制度も活用しながら、経済的・技術的支援に努めます。



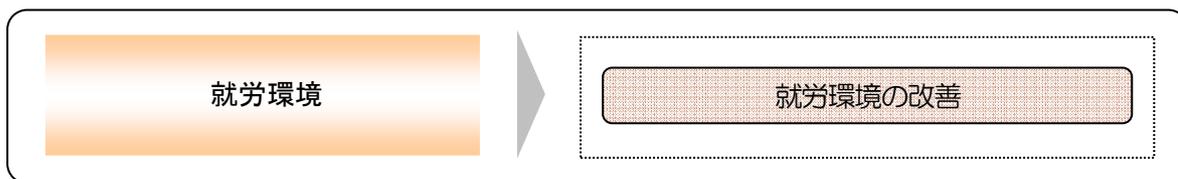
2. 就労環境

■ 就労環境に求められていること

わが国における最近の雇用情勢は、完全失業率の低下や雇用者数の増加など改善の傾向にありますが、若年層の失業率は依然として高く、また、非正規雇用割合や労働時間は増加している状況にあり、こうした雇用環境の改善が求められています。

こうしたなか、本市においては、労働者のゆとりのある暮らしと働く意欲の持てる就労環境づくりに取り組む必要があります。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

○ 就業環境の改善

- ・ 労働環境の向上を図るため、多様な働き方を支援する法律や制度内容等の周知・啓発に努めます。



第5章 個性ある人と文化を育むまちづくり

■ 目指すまちの姿

個性ある人と文化を育むまちの実現を目指し、お互いを尊重し認め合い、地域の歴史文化や芸術を継承・発展させていく地域社会を形成していきます。

このため、教育の充実により子どもの豊かな心や生きる力を育てていくとともに、人権教育・啓発を推進することにより差別のない人権尊重社会を実現していきます。

また、郷土を学び、さまざまな文化・芸術を創造できる人材を育成していくとともに、地域の歴史的・文化的資源を再発見し、その活用などにより、本市の新たな魅力を創出していきます。

第1節 豊かな心を育む学校教育を推進する

■ 基本施策の展開方向

- ・豊かな人間性や確かな学力を育み、「生きる力」を身につけることができるよう、教育内容と体制の充実に努めます。
- ・園児一人ひとりが人間性・社会性の基礎を培い、豊かな感性や創造性を育むため、就学前教育の充実に努めます。
- ・障がいのある児童・生徒が障がいの種別や程度に対応した教育を受けられるよう、障がい児教育を充実します。
- ・児童・生徒が安心して教育を受けられるよう、学校施設の整備・改善を進めるとともに、地域とのつながりを強めるため、施設の有効活用を検討します。
- ・児童・生徒の健やかな成長や食教育を目的として、学校給食の充実に努めます。
- ・児童・生徒の適切な教育環境を確保するため、学校規模の適正化を検討します。また、幼保一元化に伴う施設の再配置を検討します。
- ・有能な人材を育成するとともに、若者の流出や人口減少などの地域課題を解決するため、大学・専門学校など高等教育機関の誘致を図ります。

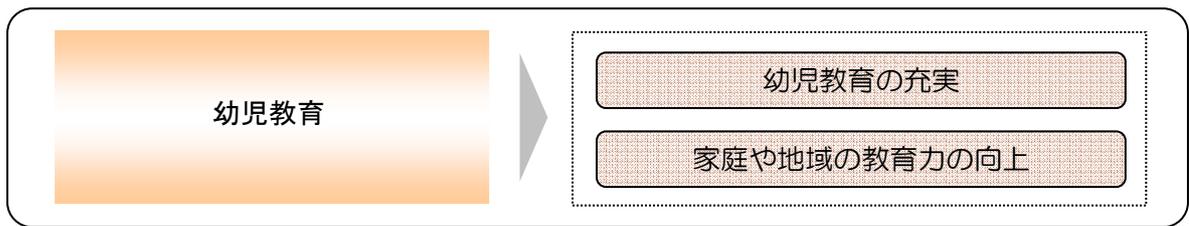
1. 幼児教育

■ 幼児教育に求められていること

少子化・核家族化の進行や女性の社会参加の機会拡大などは、就学前の子どもたちを取り巻く環境に大きな影響を与えています。幼稚園教育は生涯にわたる人間形成の基礎を培うものであり、幼稚園、家庭、地域がそれぞれの役割と連携のもとに、幼児期の成長を支えていくことが求められています。

こうしたなか、本市においては、家庭、地域と連携しながら、幼児の発達を促す教育環境を整備するとともに、地域における子どもたちの見守り活動を促進する必要があります。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

○ 幼児教育の充実

- ・ 幼児期は人間形成にとってきわめて重要な時期であり、幼児一人ひとりの望ましい発達を促していく教育環境を整えるため、幼保一元化施設（認定こども園）の整備を推進します。
- ・ 幼稚園では、郷土の自然や文化を活用した魅力あふれる教育を推進するため、地域と連携した幼稚園づくりに努めます。

○ 家庭や地域の教育力の向上

- ・ 家庭や地域における教育力を向上させるため、生涯学習のあらゆる機会を通じて、子育てや家庭教育をテーマにした学習に重点的に取り組むとともに、地域での多世代交流の機会の拡大に努めます。



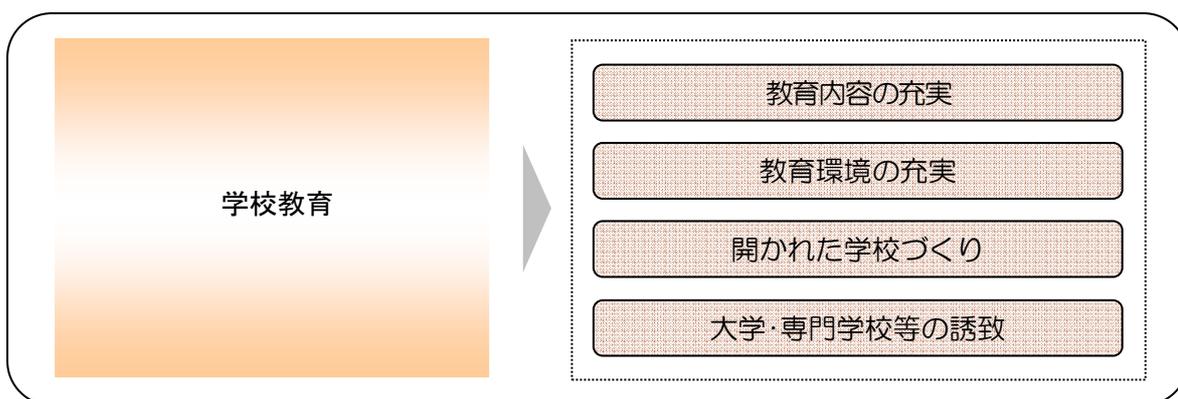
2. 学校教育

■ 学校教育に求められていること

学校教育においては、社会経済情勢の著しい変化のなかで、時代の進展に対応した教育改革が進められており、確かな学力、豊かな心、健康な体などの「生きる力」とともに、社会変化に柔軟かつ的確に対応する能力や資質の育成が求められています。

こうしたなか、本市においては、特色のある教育内容や安全・安心な教育環境の充実とともに、学校・家庭・地域が連携した開かれた学校づくりや有能な人材等を育成する教育機関の新たな誘致に取り組む必要があります。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

○教育内容の充実

- ・心豊かな子どもたちを育成するため、人権教育やボランティア活動などを通じて、人を思いやるやさしさの醸成に努めます。
- ・「生きる力」を育成するため、児童・生徒一人ひとりに配慮しながら、個性を生かす教育を推進し、「基礎・基本の学力」を定着させる授業や自ら学ぶ意欲を引き出す授業の充実に努めます。
- ・幼児教育との連携を重視するとともに、9年間の義務教育の期間に本市の未来を担える市民を育てる視点に立ち、小中一貫教育を進めます。
- ・「総合的な学習の時間」を活用した自然・社会体験の場や機会づくり、社会人講師の活用などにより、郷土の自然や歴史、文化に根ざした特色のある学習を推進します。
- ・外国語指導助手（ALT）制度の活用などを通じて国際理解教育を推進するとともに、社会科副読本の活用などを通じて自国文化の理解を促進します。
- ・学校ビオトープの整備、生きものの飼育の奨励、リサイクルの促進などを通じて、身近な自然を活用しながら環境教育を推進します。



- ・保健体育の授業内容や学校防災・防犯訓練の充実などにより、健康教育・安全教育を推進します。
- ・児童・生徒の読書意欲の向上や読書習慣を定着させるため、学校図書など読書環境の充実に努めます。
- ・障がいのある子どもたちが、障がいの種別にかかわらず教育を受けられる体制づくりに努めます。
- ・いじめや虐待、不登校等の予防・早期発見に努め、相談体制の充実を図り、その解決に努めます。

○教育環境の充実

- ・ティームティーチングや少人数学級編制など、柔軟なクラス運営に取り組みます。
- ・少子化の動向を踏まえ、学校統廃合を進め、施設の適正な配置に努めます。
- ・学校における食育を推進するため、地産地消を活用し、栄養バランスがよく安全・安心な給食の提供に努めます。
- ・安全で快適な教育環境の向上を図るため、必要な施設において補修・改修を行うとともに、「橋本市教育委員会防災マニュアル」等に基づき防災・防犯体制を充実します。
- ・安全・安心な学校づくりのため、「きしゅう君の家」などの周知や、登下校時の安全パトロールの強化、万一の場合の対処法の指導など、地域と連携して学校安全対策を推進します。

○開かれた学校づくり

- ・社会人講師や教育ボランティアの活用などにより、地域と連携した教育を推進します。
- ・学校を地域住民の生涯学習の場として活用できるよう、積極的に開放します。
- ・学校・家庭・地域社会が連携し、児童・生徒の健全な育成を図るため、PTA活動の活性化を促進します。
- ・地域に開かれた特色ある学校づくりを進めるため、外部評価委員や学校評議員制度の円滑な推進を図ります。

○大学・専門学校等の誘致

- ・本市の将来を担う有能な人材を育成するとともに、若者の市外への流出や人口減少といった地域課題を解決するため、大学、専門学校等の誘致を推進します。



第2節 生涯学習社会を形成する

■ 基本施策の展開方向

- ・市民一人ひとりのライフスタイルに合った主体的な生きがいづくりや知識・技術の習得を支援するため、生涯学習の機会の創出と内容の充実を図るとともに、施設機能と体制の充実に努めます。
- ・すべての市民がスポーツに親しみ、楽しめるよう、指導体制の強化や地域スポーツクラブの育成など支援体制を充実し、スポーツの振興を図ります。
- ・家庭の教育力の向上を図るため、家庭教育に関する学習機会や情報の提供等に努めます。
- ・心身ともに健全で、社会の構成員としての自覚と責任感を持った青少年を育成することができるよう、青少年の健全育成に努めます。

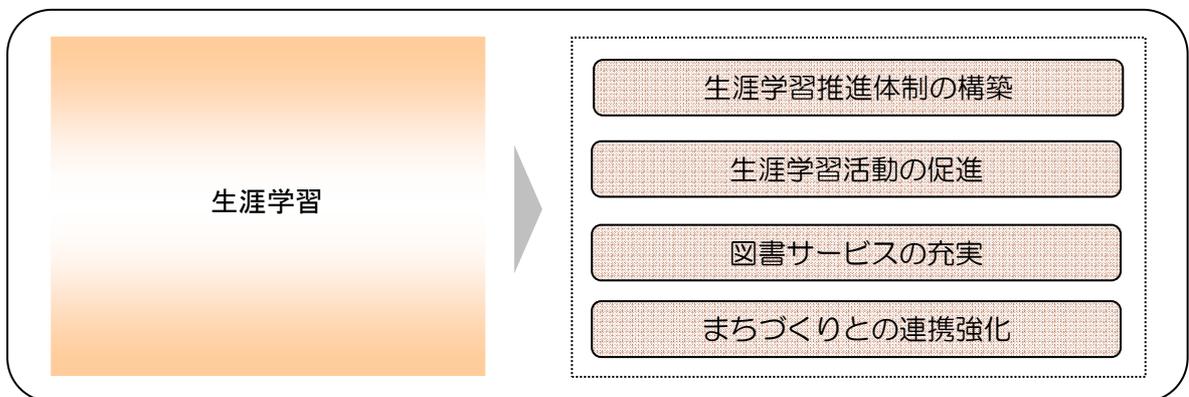
1. 生涯学習

■ 生涯学習に求められていること

自由な時間の増加や女性の社会参加などの社会状況を背景に、生涯にわたって学習することへの意欲や需要が増大しているとともに、市民の知識や経験、技能を地域づくりに活かしていくことが求められています。

こうしたなか、本市においては、生涯学習施策の充実を図り市民の学習活動を支援するとともに、生涯学習活動を通じた人材や組織の育成に取り組む必要があります。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

○生涯学習推進体制の構築

- ・教育施策をはじめとする行政施策と市民活動が連携した生涯学習体系を構築するため、庁内関係部署の連携による推進体制の強化を図ります。
- ・各分野で開催される生涯活動の情報をまとめ、広報「はしもと」やホームページなどを通じて情報の提供に努めます。
- ・各種研修会により、生涯学習の指導者やボランティアの育成に努めます。なお、研修会の講師として、団塊の世代をはじめ市民の知識や経験、技能を活かした人材の確保に努めます。

○生涯学習活動の促進

- ・市民の学習ニーズに沿った教室・講座の開催に努めます。
- ・サークル間の交流促進などを通じて活動の活性化を図るとともに、学習成果の発表機会の提供に努めます。
- ・公民館等の各生涯学習施設を拠点に、市民に親しまれ利用しやすい施設とするとともに、生涯学習活動を促進します。

○図書サービスの充実

- ・市民が利用しやすい魅力的な図書館を目指すため、情報化に対応した図書館サービスの提供及び巡回自動車文庫サービスの適正な運営を進めます。また、民間活力の導入について検討します。
- ・学校、関係機関、民間団体等と連携を深め、子どもたちの読書活動を推進します。
- ・日常の読書から専門的な調査・研究領域まで多様化する市民ニーズに対応するため、生涯学習の中核施設として、図書館を核とした生涯学習施設の整備を検討します。

○まちづくりとの連携強化

- ・地域づくりやまちづくりを担う人材や組織を育成するため、学校の授業や生涯学習活動の充実に努めます。



自動車文庫 ブッキー号

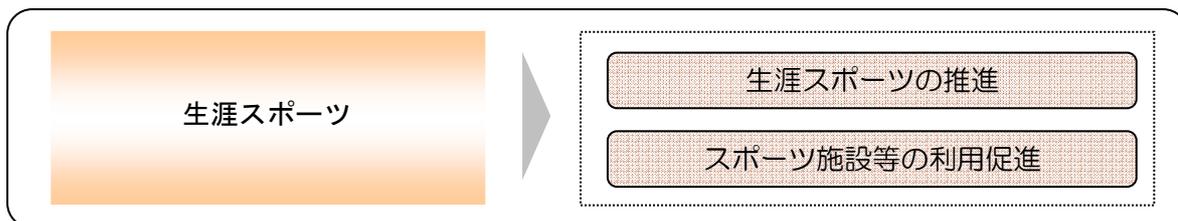
2. 生涯スポーツ

■ 生涯スポーツに求められていること

高齢化の進行と週休2日制が定着しているなかで、スポーツ活動は市民の健康・体力づくりや交流機会として重要な役割を果たしています。また、社会の高度化・多様化に伴うストレスの増加などにより、市民の心身の健康維持や体力の向上につながるスポーツ活動への意欲が高まっています。

こうしたなか、本市においては、スポーツ活動や相互交流を促進するとともに、既存施設の効率的な提供を推進する必要があります。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

○生涯スポーツの推進

- ・ 子どもから高齢者等まで、幅広い年齢層を対象とした各種スポーツ情報の提供を図るとともに、初心者にも気軽に参加できるイベントや大会の開催、各種スポーツ教室などの支援に努めます。
- ・ 各種スポーツ団体や地域での自主的なスポーツ活動を支援します。また、団体・サークル間の交流を促進します。
- ・ スポーツ少年団はスポーツの楽しさやチームワークの大切さを学ぶ役割を担っており、その育成強化に努めるとともに、指導者の育成、関係者の相互交流に努めます。

○スポーツ施設等の利用促進

- ・ 橋本市運動公園や県立橋本体育館など既存のスポーツ施設の利用を促進するため、広報「はしもと」やホームページなどを通じて情報の提供に努めます。
- ・ 学校施設の開放など、既存施設の有効活用に努めます。
- ・ 平成27年に和歌山県において開催される国民体育大会に向けて、既存施設を有効に活用しながら競技の誘致に努めます。



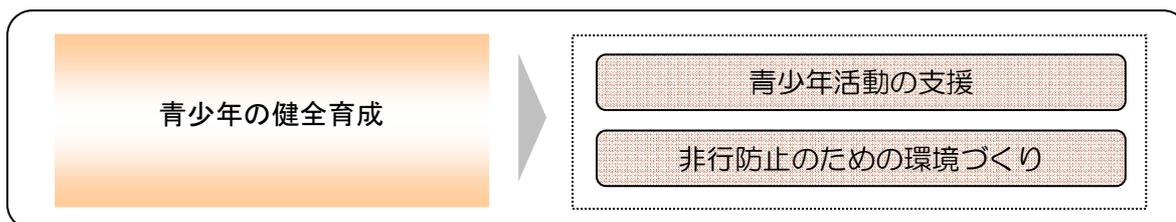
3. 青少年の健全育成

■ 青少年の健全育成に求められていること

近年、低年齢化している少年の凶悪犯罪の続発などは深刻な状況にあり、社会環境や社会全体のモラルの向上とともに、家庭を含めた人間関係の緊密化と社会の基本的なルールへの認識を高めていくことが求められています。

こうしたなか、本市においては、青少年の社会参画や育成団体活動を促進するとともに、社会全体で青少年の非行防止に取り組む必要があります。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

○ 青少年活動の支援

- ・ 子どもたちが団体活動を通じて、仲間づくりや社会の一員としての自覚を高められるよう、地域や学校と連携を深めながら、子どもの自主性を活かした組織の活動を支援します。
- ・ 青少年の相互交流や豊かな心を育むため、学校施設やスポーツ施設などを活用し、趣味や学習、スポーツ等青少年の自主的なサークル活動を支援します。
- ・ 青少年の地域とのつながりを深めるため、ボランティア活動や地域行事などへの積極的な参画を促進します。
- ・ 青少年の指導者やリーダーを養成するため、各種講習会や研修会を開催します。

○ 非行防止のための環境づくり

- ・ 青少年の非行を未然に防止するため、青少年センターを中心に地域や青少年育成関係団体と連携しながら、補導活動や相談活動などを推進します。



第3節 文化・芸術を振興する

■ 基本施策の展開方向

- ・地域に伝わる伝統や固有の風土を大切にし、ふるさとを愛する心を育むことができるよう、伝統の継承と文化財などの保護・活用を促進します。
- ・市民が心の豊かさやゆとりを実感・体験できるよう、文化・芸術活動を支援するとともに、地域の個性を活かした新たな文化の創造を促します。
- ・視野の広い国際感覚と異文化への理解を育むため、さまざまな分野において国際交流を促進します。

1. 文化・芸術

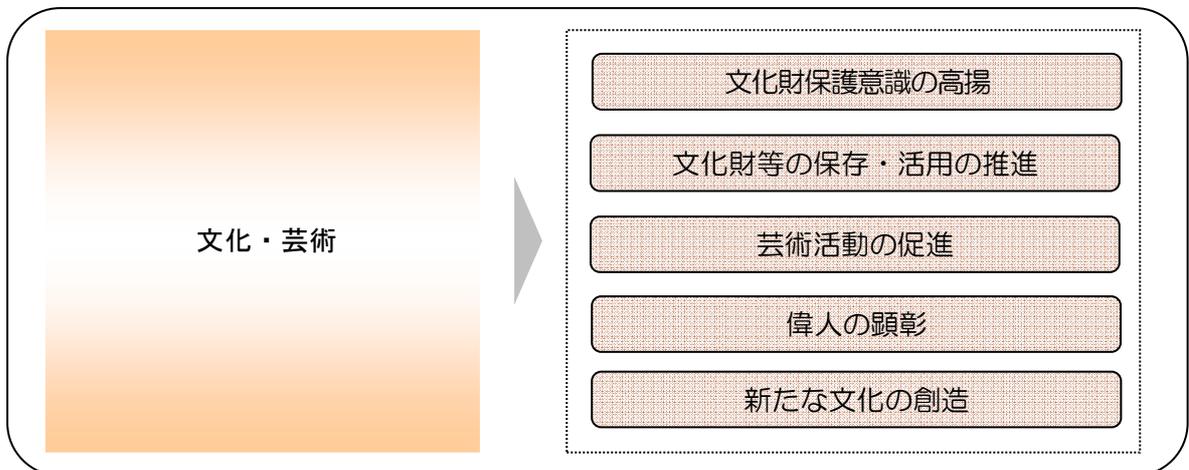
■ 文化・芸術に求められていること

個性豊かな地域づくりや国内外との交流を進めていくためには、歴史と風土に培われた地域固有の文化を市民が正しく理解し、継承し、発展させることが重要です。

また、市民の文化・芸術活動へのニーズも多様化しています。

こうしたなか、本市においては、文化財の保護と活用をはじめ、伝統文化の継承や本市が輩出した偉人の功績を顕彰するとともに、芸術にふれあう機会の確保や団体等への活動支援に取り組む必要があります。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

○文化財保護意識の高揚

- ・文化財保護意識の高揚を図るため、講演会等の開催や体験学習などを通じて、文化財の重要性の普及・啓発に努めます。
- ・嵯峨谷の神踊り、市内神社の秋祭りなどの伝統文化の保存に努めます。

○文化財等の保存・活用の推進

- ・指定文化財の保護・保存に努めるとともに、その活用を図ります。
- ・登録有形文化財制度を活用し、歴史的まちなみの保存に努めます。

・郷土資料館やあさもよし歴史館において、展示内容や学習の場の提供・充実に努めます。

○芸術活動の促進

・市民が気軽に芸術にふれることができるよう、市民会館や教育文化会館、産業文化会館、東部コミュニティセンター等の施設機能を活用し市民の芸術活動を促進するとともに、芸術グループや団体への支援を行います。

○偉人の顕彰

・本市が輩出した数学者「岡潔氏」やオリンピック金メダリスト「兵藤（旧姓前畑）秀子氏、古川勝氏」など、偉人の功績を後世に伝えていくとともに、文化のまちづくりに活かします。

○新たな文化の創造

・地域の個性と歴史を活かした市民の文化・芸術活動を支援し、新たな文化の創造を推進します。



兵藤（旧姓前畑）秀子氏・古川勝氏 顕彰碑

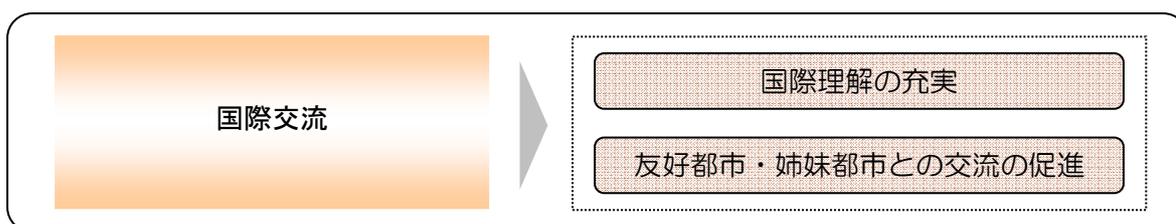
2. 国際交流

■ 国際交流に求められていること

ボーダレス化やグローバル化の進展のなかで、国際社会の発展や安定に寄与する人材の育成が求められています。

こうしたなか、本市においては、国際理解を通じて、国際性豊かな人づくりや、外国人が住みやすい地域づくりを進めるとともに、友好都市・姉妹都市との交流を深める必要があります。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

○国際理解の充実

- ・子どもたちの語学力の向上や国際感覚などを醸成するため、外国語指導助手（ALT）制度を活用し、外国人との交流機会の確保に努めます。
- ・市内に在住する外国人が安心して暮らせるよう、パンフレット等での外国語表記などに努めます。

○友好都市・姉妹都市との交流の促進

- ・国際理解や国際意識の醸成を図るため、友好都市の中国山東省泰安市や姉妹都市の米国カリフォルニア州ロナ・パーク市との交流を深めます。



ロナ・パーク市との交流



泰安市との交流

第4節 人権尊重の社会を実現する

■ 基本施策の展開方向

- ・すべての市民が等しく尊重され、安心して暮らすことができ、個性が発揮できるまちづくりを実現するため、市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他人の人権を十分に尊重した行動がとれるように人権教育・人権啓発を推進します。
- ・人権擁護については、人権擁護機関と連携を密にして、より充実した相談活動を推進します。

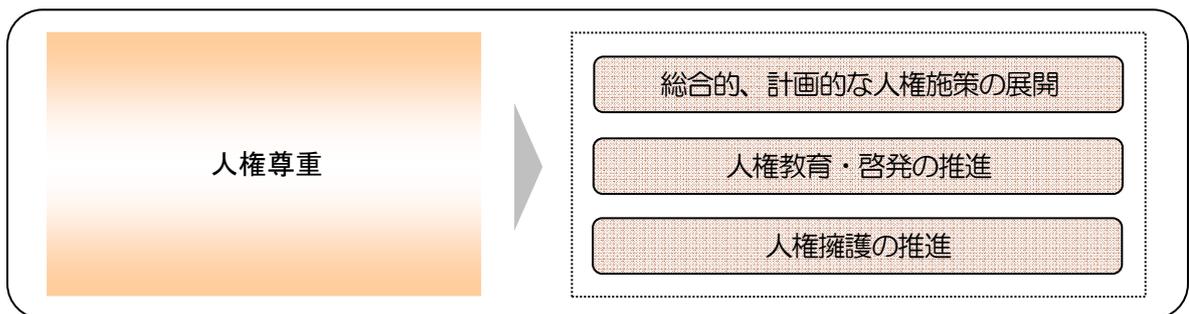
1. 人権尊重

■ 人権尊重に求められていること

基本的人権は、日本国憲法で保障されているように「侵すことのできない永久の権利」であり、その尊重は、豊かな社会の実現に欠くことのできない条件です。

こうしたなか、本市においては、人権に関する総合的施策に基づき、人権啓発活動や教育、相談体制等の充実に取り組む必要があります。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

○総合的、計画的な人権施策の展開

- ・すべての市民の人権が尊重される社会の実現を図るため、「橋本市人権施策基本方針」に基づき、各種施策を総合的、計画的に展開します。

○人権教育・啓発の推進

- ・「橋本市人権教育基本方針」に基づき、学校や職場、地域などにおける人権教育を推進するとともに、その指導者やボランティアの育成に努めます。
- ・人権意識の高揚を図るため、講演会、イベント等を開催するとともに、人権擁護委員等の活動に対する支援を行うなど、各種人権啓発活動の充実に努めます。

○人権擁護の推進

- ・差別をなくし人権を擁護するため、国・県等関係機関と連携を図りながら、相談体制の充実に努めます。

育てよう 一人ひとりの人権意識



第5節 男女共同参画の社会を実現する

■ 基本施策の展開方向

- ・ 女性と男性が真に対等な立場で社会活動に取り組み、市民一人ひとりの個性が尊重される社会の形成に向けて、男女共同参画を推進します。
- ・ 市の政策及び方針決定過程への女性の参画を引き続き推進します。
- ・ 男女共同参画社会づくりに向けた家庭での環境整備を促進します。また、広報、啓発活動により、社会の制度や慣行の見直し、男女の人権の尊重に対する理解を促すとともに、女性の抱える諸問題の解決のための相談体制の整備を図ります。

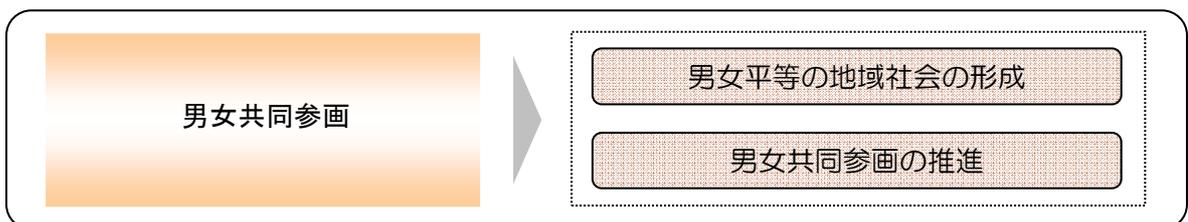
1. 男女共同参画

■ 男女共同参画に求められていること

女性と男性が対等なパートナーとして共に社会に参画し、それぞれが持つ個性と能力を発揮しながら自己実現を目指すことのできる社会を築いていくことが求められています。

こうしたなか、本市においても政策等の立案・決定・実行に男女が共同で参画できるように努めるとともに、これまでの固定的な男女の役割分担を見直す必要があります。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

○ 男女平等の地域社会の形成

- ・ 女性と男性が対等なパートナーとして社会活動に取り組めるよう、施策決定の場などにおける女性の参画を促進します。
- ・ 家庭生活と職業その他の活動が両立できる環境づくりを推進するため、子育て支援や介護支援・各種相談体制の充実に努めます。

○ 男女共同参画の推進

- ・ 男女共同参画意識を高めるため、広報、啓発活動により男女の人権尊重に対する理解を促します。
- ・ ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントの防止についての啓発活動を推進し、女性に対する人権侵害や女性や子どもに対する暴力の根絶に努めます。

